

#### d) データカードを用いた ICC に対する参加者の反応

漂着ごみ問題は、身近な環境問題であり、かつ調査活動によって「ポジティブな結果」（美しい海岸）が活動「直後」に「明確」に現われるため、環境学習として受入れられやすい題材である。錦江湾クリーンアップ作戦秋の部では、ICC を実施していない夏の部と違って調査に重点を置くために、参加者の募集も地域の小中学校やスポーツ少年団など、子供たちを中心に参加を呼びかけている。また垂水市では、市の分別処分方法を記入した ICC データカードを使っており、漂着ごみの調査と同時に家庭ごみの分別方法も指導している。さらに ICC 実施後は、参加者に感想を述べてもらう（始良市）、主催者（市町担当者）がテキストより問題点の概要を説明する（垂水市）、研究者によるミニ講話（鹿児島市）を設けるなど、会場毎で活動のフィードバックも工夫されている。このように ICC は、各会場主催者の工夫によって学校と行政が一体となった環境教育活動として地域に浸透しており、会場企画者である市町において ICC の理解と反応は良好である。

#### （４）主催団体等と地方公共団体との関係について

かごしまクリーンアップキャンペーンでは、後援を鹿児島県と第十管区海上保安本部から頂いている。かごしま事務局は、両機関からの財政的支援は受けておらず、講演会や調査活動等での謝金によって運営されている。また独自に実施している会場でも、市町からの支援はごみ袋の提供と処分のみである。一方で依頼があった場合は、ICC の支援や会場でのミニ講演などを実施している。

クリーンアップ作戦の場合、協議会事務局（県地域政策課）は、ポスターやビラ等の広域統一宣伝、会場でのごみ袋とのぼり等の支給、結果の集計、ウェブサイトでの発信を担当し、また統一マニュアルを作成して市町担当者の会場運営を支援している。なお協議会や県からの市町への財政支援は、特に行われていない。一方、市町は、企画課等が中心となって市町内の関係部署との連携（ごみの運搬、処分）、職員ボランティアの募集、参加団体への案内、ICC 参加への依頼、当日駐車場の確保等の企画運営を担当している。地域の行政機関としての日頃の取り組みが、スムーズできめ細かな対応を可能にしており、行政機関としての強みを発揮している。なおクリーンアップ作戦では、市町による企画運営体制を基本としており、積極的な地域におけるリーダー（市担当者以外）の育成は行っていない。これは本活動が、総合戦略に基づいた湾域での一体的活動として位置付けられているためであり、住民や民間団体等の自発的な活動を拒否しているものではない。むしろ活動の継続を土台として、多くの関係者に自発性を発揮できる舞台を提供していると言える。

#### （５）主催団体等と地方公共団体との関係をより強固にしていくための提案

鹿児島湾における取り組みのキーワードは、「一体感」と行政主導による「継続」、さらに空間的・時間的広がりによる外部効果による「自発性」の発揮である。

クリーンアップ作戦主催の協議会事務局（県地域政策課）は、国際的な共通手法である ICC を総合戦略のキーワードである「一体感」を得るためのツールとして使用している。ここでの目的は、あくまで錦江湾にかかわる様々な関心を持つ人々に対し、共通した問題に全体で取り組むことによって一体感を得ることであって、環境保全第一主義ではないという点にある。一方で、実

施主体の市町では、湾域の一体感もさることながら、市町内における共通の環境問題でもあることから、市町内における地域の一体感を得るためのツールとしてこの清掃活動が実施されている（垂水市）。また市町内では、湾域一体で取り組む必要がある問題として認識しながらも、実際には、身近な郷土（市町内）の環境保全を全面的に訴えた方が、市民の理解が得られやすいという意見もある（始良市）。このようにクリーンアップ作戦の主催者である協議会と会場の主催者である市町では、その立場の違いにより事業に対する視点が異なることがわかった。ただし両者ともICCの参加募集では、錦江湾、また鹿児島県、さらには日本、世界で統一された手法であるというツールの「統一性」を前面にアピールしている。よって、キーワードである地域の「一体感」の創出には、スケールの大小（湾域、市町域）の差はあるものの、このツールの特徴である世界統一手法は有効な手段であると言えよう。

次にクリーンアップ作戦を通じた海岸漂着ごみの回収活動が継続的に実施されてきたことによって、地域内で海岸美化意識が醸成されてきた。また大人を中心とした地域住民が主体となって漂着ごみを回収する夏の部と、小中学生を中心とした参加者によってICCを実施する秋の部といった具合に対象者を変えて実施することにより、実と質の両面を備えることができ、さらには手法が異なることから年齢、地域、関心といった多くの異なる関係者を巻き込むこともできた。例えば、垂水市では、夏の部が市内全域海岸を対象とするようになってきた。これは自発的な市民の声によるところが大きい。また始良市でも、夏の部の会場がこれまで3会場であったが、市民から新たな会場増設について要望が出されている。さらに参加するボランティアの構成も、海岸周辺の住民のみならず、市町内外の様々な業種の企業が地域への社会貢献活動として積極的に参加するケースも増えてきた。その中には、人的な貢献だけでなく、回収に必要な重機や回収後のごみの運搬のためのパッカー車等を無償で提供するなど、企業の特徴を生かした支援活動の輪も広がっている。これらは広域行政組織が、地域が一体となる活動として海岸清掃活動を企画することによって活動の継続性が保たれてきたことが、外部効果として活動のエネルギーとなる地域の自発性を生み、行政、市民、企業等が一体となった協働共生の体制作りに貢献したと言える。

以上より、ポジティブな結果（美しい海岸）が明確にかつすぐに共通して得られる海岸清掃活動（ICC）を広域連合組織によって継続して推進することによって、広域連合組織と地域が求める海域（錦江湾）の一体感と、市町が求める地域内の一体感という二つの面的な広がりを得ることができ、また地域振興と行った大きな枠組みで関心を持つ人を対象とすることにより、環境保全活動に関心のある方以外のより多くの参加者が得られ、さらに時間軸と空間軸を持つ面として活動が広がり続けることにより、地域の自発性を促し、それが継続するための推進力となっていることが、本活動の特徴である。

## <引用文献>

- 1) 藤枝 繁:1998年8月鹿児島県薩摩半島沿岸に漂着した大量ゴミの実態,水産海洋研究,63:68-76,1999.
- 2) クリーンアップかごしま事務局編:かごしまクリーンアップキャンペーン結果,かごしまクリーンアップキャンペーン2007報告書,クリーンアップかごしま事務局,鹿児島,2008,pp.5-8.
- 3) 藤枝 繁,小島あずさ,大倉よし子:日本における国際海岸クリーンアップ(ICC)の現状とその結果,沿岸域学会誌,20:33-46,2007.
- 4) 藤枝 繁,藤 秀人,濱田芳暢:鹿児島湾海岸における発泡プラスチック製漁業資材の漂着状態,日本水産学会誌,66:236-242,2000.
- 5) クリーンアップかごしま事務局編:かごしまクリーンアップキャンペーン結果,かごしまクリーンアップキャンペーン2009報告書,クリーンアップかごしま事務局,鹿児島,2010,pp.2.
- 6) <http://www.pref.kagoshima.jp/pr/kinkowan/index.html> 鹿児島県>かごしまの紹介>錦江湾
- 7) 藤枝 繁,池田治郎,牧野文洋:鹿児島県の海岸における発泡プラスチック破片の漂着状況,日本水産学会誌,68:652-658,2002.
- 8) 小城春雄,福本由利:海洋表層浮遊,および砂浜海岸漂着廃棄プラスチック微小粒子のソーティング方法.北大水産彙報,51:71-93,2000.
- 9) 藤枝 繁:鹿児島湾海面に浮遊するプラスチックゴミ,自然愛護,29:9-12,2003.
- 10) Fujieda,S.:Expanded Polystyrene debris along the Japanese coastline and development of recycling system for waste EPS floats. The 2<sup>nd</sup> NOWPAP workshop on marine litter, Toyama, Japan, 2007, pp.93-96.

## 3-2-2. 「国際海岸クリーンアップ」事例2 ～東京都「荒川クリーンエイド」～

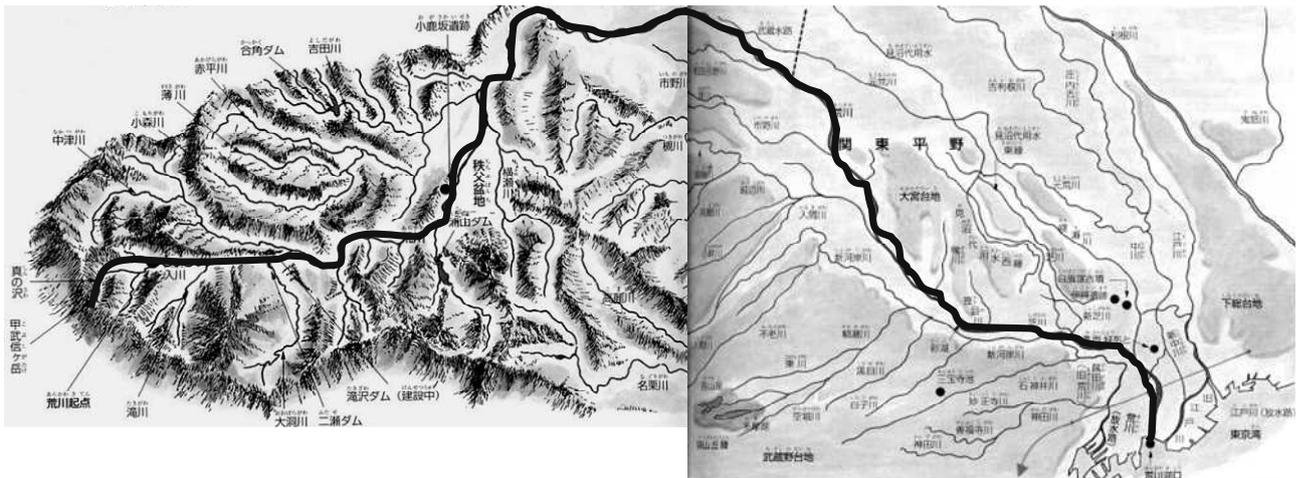
### 1. 荒川の状況

#### 1) 地理的な状況

荒川は、埼玉県および東京都を流れ東京湾に注ぐ河川である。一級水系である荒川水系の本流で一級河川に指定されている。水系として、流路延長 173km、流域面積 2,940 平方キロメートルである。川幅（兩岸の堤防間の距離）は御成橋（埼玉県鴻巣市・吉見町）付近で 2,537m になり、日本最大とされる。

埼玉県、山梨県、長野県の三県が境を接する甲武信ヶ岳（こぶしがたけ、2,475m）に源を発し、秩父山地の水を集めながら秩父盆地まで東に流れる。秩父盆地から長瀬渓谷まで北に、その後東に流れて大里郡寄居町で関東平野に出る。熊谷市で南南東に向きを変え、川越市で入間川を併せる。戸田市から再び東流、埼玉・東京の都県境を流れ、北区の新岩淵水門で隅田川を分ける。その後再び南流し、江東区と江戸川区の区境で東京湾に注ぐ。

この川の源流点は、甲武信ヶ岳の埼玉県側の山腹、標高 2,475m の所にある「真の沢」が源流点という説が有力である。荒川源流の石碑は入川がそれぞれの沢に分かれる地点にある。



荒川流域図（出典）野村圭佑著(2000)「まわってめぐって みんなの荒川」

#### 2) 社会的な状況

##### ①放水路として掘削

荒川は、江戸時代の西遷に代表されるように、これまでの大きな流路の変遷を遂げている。昭和 5 年においては、荒川の放水路として開削され、東京の東部及び埼玉県南部地域を洪水から守ってきた。荒川のうち、岩淵水門から、江東区・江戸川区の区境の中川河口まで開削された人工河川を指す。途中、足立区千住地区、および墨田区・葛飾区の区境を經由し、全長 22km、幅約 500m を誇る。1913 年から 1930 年にかけて、17 年がかりの難工事であった。

## ②自然環境・地域社会

現在、荒川には広大な水面、ヨシ原などの水生植物群落や、草地等が広がり、魚類、昆虫類、鳥類など多くの野生生物が生息する場で、東京の都心部では最大の水辺空間の一つとなっている。全国的に水辺環境への関心が高まっている中で、荒川は、都市と自然を巡る問題において、非常に重要な財産として期待されている。

一方、荒川の河川敷は、周辺都市住民にとって、雄大な自然の中に身を置くことの出来るアメニティ空間であり、また、公園、グラウンド等として利用できる場とても貴重な空間となっている。しかし、近年では沿川都市地域にまとまったオープンスペースの確保が困難なため、公園、グラウンド等としての利用が先行する状態にあり、荒川らしい自然環境の喪失が懸念されている。

それに対して、荒川の自然に関心を持つ住民団体の活動も活発で、自然豊かな川づくりへの様々な意見が提案されており、その自然の保全が大きな課題となっている。

そのため、従来のコンクリート護岸による河川改修の反省も踏まえ、小松川自然地などでは、河川の自然環境の保全と創出について配慮した自然護岸を創る事業も実施されるようになってきた。

一方で、このような自然地においても下図のとおり、漂着ごみの堆積や外来植物の繁殖といった課題が残されている。

・この自然地は、様々な生き物が暮らしています。当会はこれまで、国土交通省への提言などを行い、このような生き物が暮らせる環境づくりに寄与してきました。

・漂着ゴミの問題や外来植物の繁殖といった諸問題を抱えています。

**【干潟の生態系】**

1 ・干潮時に広がる広大な干潟には、渡り鳥やカニ、準絶滅危惧のトビハゼなど様々な生き物が暮らしています。

**【ヨシ原の生態系】**

2 ・渡り鳥のオオヨシキリをはじめ、様々な種類の昆虫、植物などの多様な生物が暮らしています。

**【漂着ゴミの堆積という課題】**

・漂着ゴミの問題が深刻となっています。

**【外来植物の繁殖という課題】**

・外来植物の繁殖により、自然地の適正な維持管理が必要となっています。



荒川下流の自然地における課題（出典）荒川クリーンエイド・フォーラム資料

### ③地域的課題に向けた計画・制度

新しい荒川の姿を求めて様々な活動が活発化しつつある現在、そのあるべき姿について検討し、新しい荒川の将来像を明らかにすべく、荒川下流部沿川 2 市 7 区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）と当該区間を管理している建設省荒川下流工事事務所（当時）は「荒川の将来を考える協議会」を設け、荒川下流部の将来像について検討してきた。このような状況下において、河川法改正に先駆け 1996 年に、自然環境の保全や創出にも着目した荒川の将来像を示し、“21 世紀につなぐ健康な川づくり”をテーマとして、荒川将来像計画が策定された。

また、地域共有の貴重な財産である荒川下流部の価値を守り、さらに高めるには、ごみ問題を地域共有の問題として捉え、抜本的な対策を進める必要がある。こうした認識に基づいて、建設省（当時）では、平成 11 年に、学識経験者・市民・沿川市区・建設省荒川下流工事事務所（当時）からなる「荒川下流部ゴミ対策懇談会」を設置した。

こうしたなか、荒川下流工事事務所では、「荒川下流部ゴミ対策懇談会」を通じて、荒川下流部の様々なごみ問題を地域共有の問題と考え、河川管理者だけでなく地域の自治体や市民の方々と共同で取り組んでいこうと平成 12 年 9 月「荒川下流部ゴミ対策アクションプラン」を策定するにいたった。このアクションプランは、1994 年から実施された荒川クリーンエイドにおいて浮上した問題点を整理する過程で策定され、荒川クリーンエイドを含む次の 5 つのプランで構成されている。

a) 荒川クリーンエイド

『荒川クリーンエイド』は、市民と NPO、行政が協働で清掃活動を行うもので、「ゴミ対策アクションプラン」の中心的活動に位置づけられています。近年では約 100 会場、約 1 万人規模で継続実施しており、今後も継続していきます。



図 24 荒川クリーンエイド活動の様子

b) 漂着ゴミ対策

『漂着ゴミ対策』は、荒川下流部に上流から漂着する水面や水際のゴミ清掃を行う活動です。国、自治体、市民が協働で、漂着するゴミの対策を進めるとともに、荒川流域全体での発生源対策の取り組みとして、上下流の交流による住民の啓発活動等も進めています。



図 25 漂着ゴミの様子

c) いつでもできるゴミ拾い

『いつでもできるゴミ拾い』は、気軽に誰もがいつでも活動の規模を問わず、荒川で清掃を行える活動です。気づいた人がゴミ拾いを行う行為に対し、行政機関はゴミ袋と軍手の支給、回収ゴミの処分を担う仕組みで運営されています。今後は、各行政機関の役割分担の徹底を図るとともに、積極的な広報活動を展開し、継続して実施します。



図 26 『いつでもできるゴミ拾い』の啓発看板

d) ゴミの捨てにくい環境づくり

ソフト面、ハード面の複合的な視点からゴミの捨てにくい環境づくりを進めています。具体的には、ゴミ持ち帰り運動等の啓発活動の実施（ソフト）、車止めや監視カメラの設置（ハード）を実施しています。今後も継続して、不法投棄を防止するルールの徹底、河川敷からゴミ箱を撤去、定期的な河川敷の不法投棄ゴミの回収等の活動を行います。

e) 荒川下流部ゴミ対策協議会

「荒川下流部ゴミ対策協議会」は、「ゴミ対策アクションプラン」の個々のプランについて円滑に実施するための調整機関として位置づけられ、沿川市区と荒川下流河川事務所を設置されたものです。今後は、定期開催を行うとともに官民協働で実施していく「ゴミ対策アクションプラン」で位置付けられた各種施策に積極的に取り組んでいきます。

荒川下流部ゴミ対策アクションプラン （出典）荒川将来像計画 2010 推進計画

3) 漂着ごみ問題の状況

荒川のごみは、不法投棄を含め、流域のあらゆる場所から、様々なルートで川に入り下流のヨシ原等に流れ着いたものが大半を占める。ありとあらゆるごみが集積する“消費社会の縮図”といえる。

荒川クリーンエイドでは、ごみを種類別に数えながら拾い、拾ったごみのデータを社会に発信してごみの発生抑制につなげている。ここでは、「荒川クリーンエイド 2010 報告集」（2011 年 3 月発行予



定)を通じて、2010年の漂着ごみ問題の状況とこれまでの経年変化などを解説する。

### ①プラスチック類の破片

荒川で拾ったごみの中には破片やその他の細かなごみも多く含まれる。2010年度の割合において、プラスチック・発泡スチロールの破片が全散乱ゴミ数の約1/4を占め、紙やガラスの破片を含めると約3割が破片ごみとなる(図3-2-2-1)。

これら細かなごみはすべて拾い切ることはできないため、実際には、荒川にはこのような破片ゴミが無数に存在しているといえる。プラスチック類は環境中に放置されるとどんどん微細化し、回収が困難となるばかりでなく、魚や鳥等が誤飲するなどの影響が問題視されている。

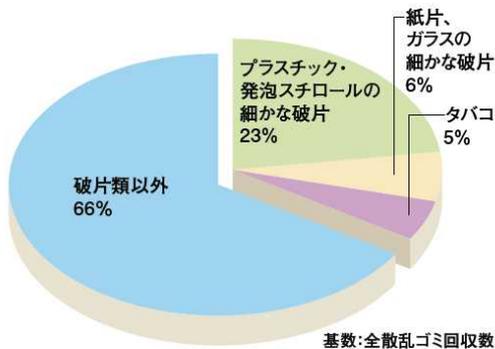


図3-2-2-1 破片・細かなゴミの割合

### ②近年急増するペットボトル

破片を除いた散乱ゴミのランキングを見ると、最も多く回収されたごみは、昨年に引き続きペットボトルであった。2位以下を大きく引き離す結果となっている。(図3-2-2-2)。

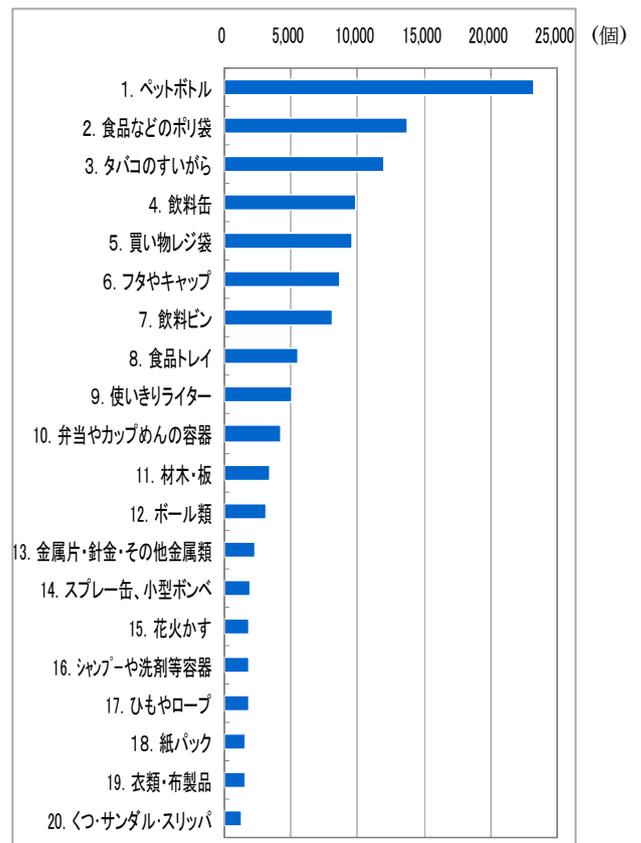


図3-2-2-2 2010年 散乱ゴミワースト2010 ランキング

### ③プラスチック類、10年間に1.5倍に

図3-2-2-2 (p44) を見ると、1位のペットボトルほか、食品などのポリ袋(2位)、買い物レジ袋(5位)、フタやキャップ(6位)、食品トレイ(8位)など、プラスチックや発泡スチロールのごみが上位に挙げられている。

素材別構成比を見ると、プラスチックと発泡スチロールで散乱ごみの約2/3(68%)を占めている。10年前と比較すると、その割合は1.5倍になる(図3-2-2-3)。

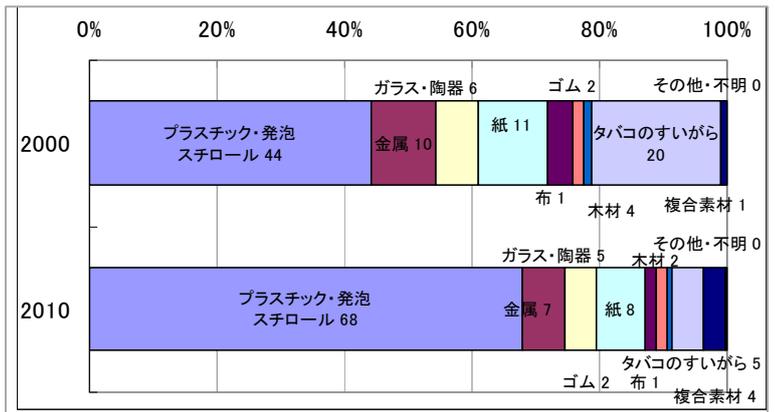


図3-2-2-3 素材別構成比

### ④2/3を占める、容器包装のごみ

容器包装類の割合を見ると、ペットボトル、食品トレイ、飲料缶、飲料ビンなど容器包装類が、散乱ごみの約2/3(67%)を占めています(図3-2-2-4)。

環境省のデータを見ると、ごみに占める容器包装の割合は容積比で62%となっており、荒川のゴミのデータとかなり近いことが考察される。(図3-2-2-5)。環境省のデータと比べて紙類の割合が低いのは、河川ごみ(下流)では上流から流れて来ると多く、紙類は流れにくいことなどが理由と考えられる。

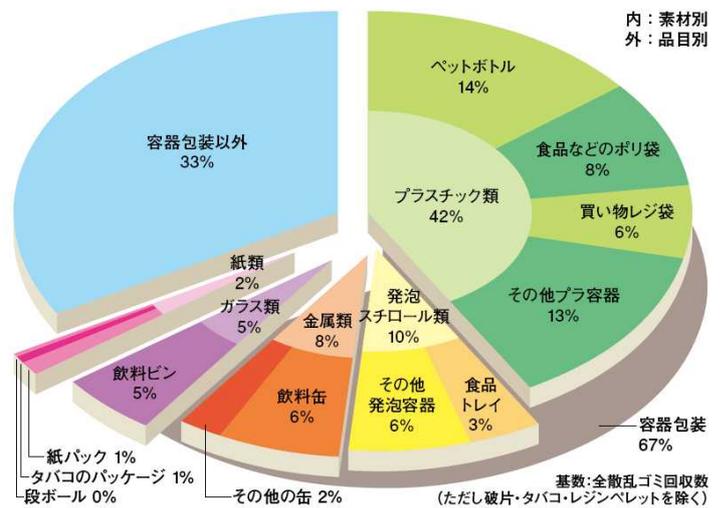


図3-2-2-4 容器包装類の割合

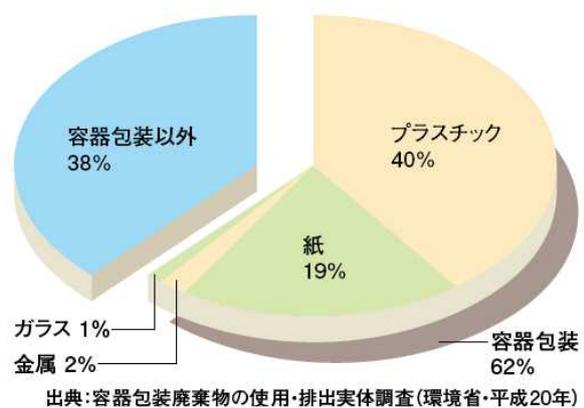
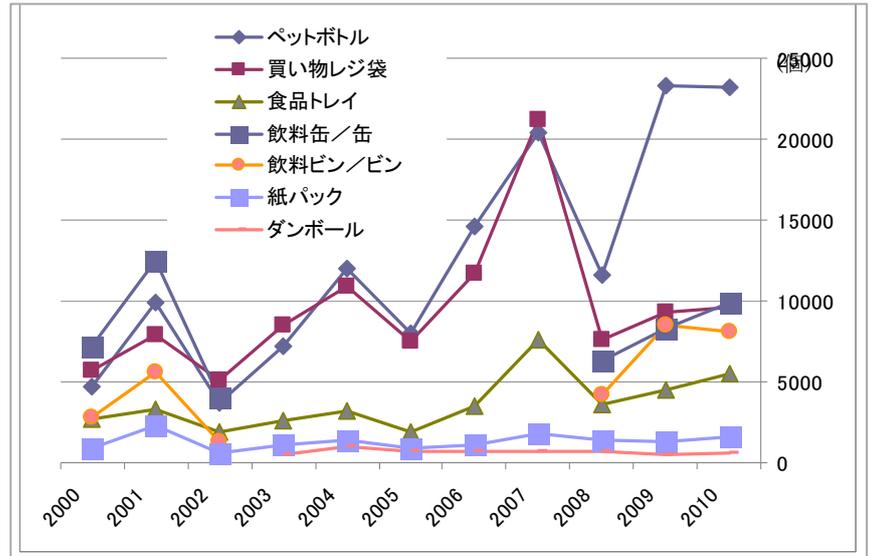


図3-2-2-5 ゴミに占める容器包装の割合

### ⑤10年間にペットボトルが急増

主な容器包装ごみの回収数の推移を見ると、年によりばらつきはあるが、この10年間にペットボトルが急増したことがわかる。また、買い物レジ袋は、2007年までは増加傾向にあったが、2007年に比べるとここ3年の回収数は少ない値となっている(図3-2-2-6)。



注: 飲料缶、飲料ビンについては、2003-2007年は「缶」「ビン」として調査したため、データはない。  
ダンボールについては、2002年以前は「紙くず・紙片・ダンボール」として調査したため、データはない。

図3-2-2-6 容器包装ゴミの回収数の推移

### ⑥注射器の行方

注射器の回収数を見ると、2009年に急増した注射器は、2010年も580個と多数回収された(図3-2-2-7)。

会場数も年々増えており、また回収した会場の範囲も、2007年には足立区が最上流であったが、2008年には北区、2010年には川口市と、年々上流へと広がっている。河川敷で見つかる注射器は、薬物用の可能性が考えられる。

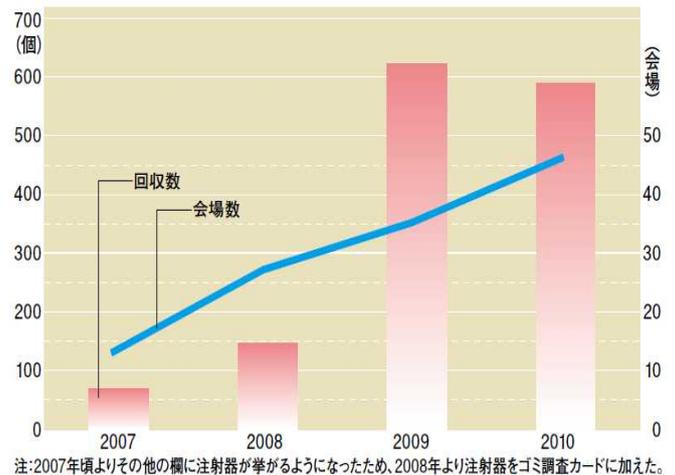


図3-2-2-7 注射器の回収数・回収した会場数

### ⑦プラケース・プラカゴなど生活用品が増加

粗大ごみのランキングは図3-2-2-8の通りである。

カテゴリー別に見ると、木材・角材、コード・ケーブル、発泡スチロール箱などの「業務用品」が最も多く(40%)、次いで、プラケース・プラカゴ、傘、布団・マットレスなどの「生活用品」(33%)、タイヤ、自転車・三輪車などの「乗り物関係」(17%)が多く回収された(図3-2-2-9)。

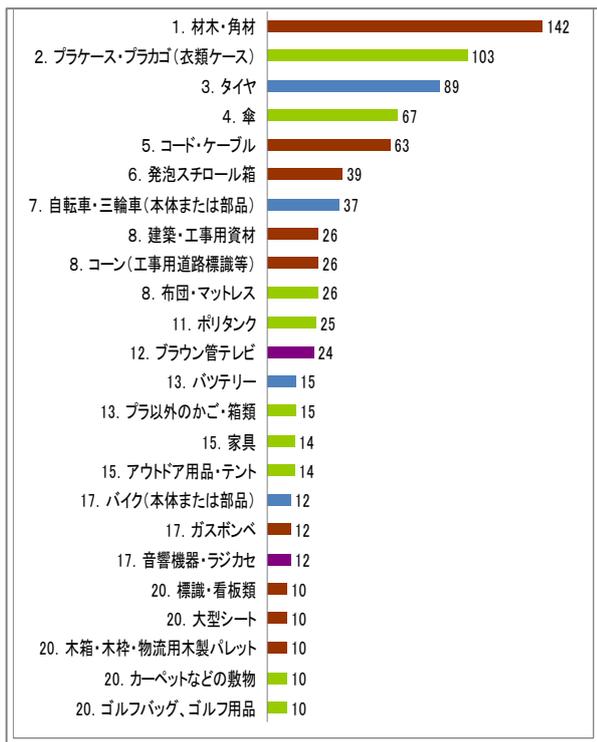


図 3-2-2-8 粗大ごみの回収数

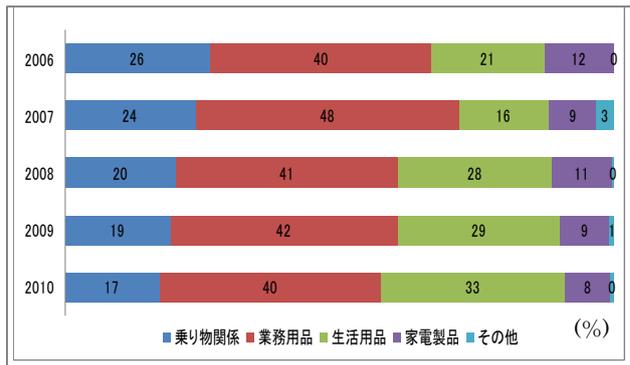


図 3-2-2-9 粗大ごみカテゴリー別構成比の推移

## 2. 主催団体「NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラム」の沿革

### 1) 主催団体の設立の背景

#### ①自然豊かな荒川は漂着ごみ問題に悩む

東京の下町を流れる荒川は、自然の働きによって、ヨシなどの植物が茂り、虫や鳥、魚などの生き物たちにとって貴重なすみかとなっている。

しかし、約 1 千万人の流域人口を誇る当該河川の水際や河川敷では、漂着ごみ問題が深刻なものとなってきた。ごみの堆積が影響し、ヨシ原などが枯れてしまうことで、荒川本来の豊かな生態系の喪失が懸念されている。

#### ②荒川通水 70 周年を記念して活動を開始

当活動は、1994 年、荒川放水路通水 70 周年を記念して、「荒川クリーンエイド」と称して、建設省関東地方整備局荒川下流工事事務所(現国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所)では、地元の市民団体や河川敷を利用する自治体・企業などが参加する調査型クリーンアップの展開を図った。

その参考となった事業が、1993 年に多摩川流域で取り組まれた「多摩川クリーンエイド」であった。当時、東京都が主催していた多摩東京移管百周年記念事業「TAMA らいふ 21」の一環として、設立間もない「JEAN/クリーンアップ全国事務局」(現一般社団法人 JEAN)が企画・運営を担い、国際海岸クリーンアップ (ICC) 手法を河川流域に応用した国内初の取組である。1994 年、「TAMA らいふ 21」事業終了後に設立された「多摩川センター」(現 NPO 法人多摩川センター)が、荒川下

流工事事務所から事業委託を受け、JEAN の協力の基に 2 ヶ年をかけて荒川下流域に転用した。

活動の運営当初は、参加した市民団体関係者による実行委員会形式を取っていた。活動規模や範囲が拡大してきたことで、地域の市民団体が中心となり、1997 年に任意団体「荒川クリーンエイド・フォーラム」を結成して組織としての基盤強化を図り、1999 年に NPO 法人を取得したことでより安定した組織体制を構築してきた。

### ③設立目的を明確化

被害が顕在化する海岸の漂着・漂流ごみ問題がクローズアップされるなか、東京湾に注ぐ都市河川荒川においても、上流域や支流から流れてくる多量のごみ問題に打開策を打つ必要性が高まってきた。このような問題意識を受けて、荒川の上流(埼玉県秩父)から下流の江戸川区まで、流域のいたるところで地元市民団体、学校、企業、自治体などの多様な主体とのパートナーシップを実現し、様々な人たちと数えるごみ拾い活動 (ICC) を展開していくことで、ごみの削減をはじめ、生物多様性の保全、水質の浄化、子どもの環境教育を実践すべく、以下の目的を NPO 法人の定款に明記することとなった。

#### 定款第 3 条目的 出典特定非営利活動法人 荒川クリーンエイド・フォーラム 定款

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 荒川のクリーンアップを通じて川と親しみ、市民の環境保全の意識を高揚すること</li><li>2 活動を通じて市民が自発的に参画し、アジェンダ 21 に示された「行政」「自治体」「企業」など他セクターとのパートナーシップの実現をめざすこと</li><li>3 荒川沿川住民による河川環境保全の活動を進め、河川管理への市民権を確立していくこと</li></ol> |
|---|

## 2) 活動の経緯

1994 年秋の参加者は 2600 人ほどだったが、この事業に参加した地域の市民団体が中心となって実行委員会を組織し、以後、毎年秋に、荒川クリーンエイド〇〇(西暦)と銘打って活動を継続し、1995、1996 年には約 4000 人が参加した。

活動規模や範囲が拡大してきたことで、1997 年に任意団体「荒川クリーンエイド・フォーラム」を結成し、組織としての基盤強化を図り、1999 年に NPO 法人を取得したことで盤石な組織体制の構築が整っていった。

近年では、荒川上流域の埼玉県秩父市・熊谷市などの自然保護団体が当活動に参加したことで、秩父から東京湾まで流域一環としての大規模な ICC 活動を年間約 100 会場、1 万人前後の参加者を得て実施している。

### 3) 関係者の構成など

当会は、下記のメンバーによって構成される。

役員	
代表理事	佐藤 正兵
副代表理事	薄井 洋一、栗林 菊夫、林 美恵子
理事	石本 誠、伊藤 浩子、糸岡 栄博、鬼頭 秀一、橋本 浩基、恵 小百合
監事	菅谷 輝美、中嶋 美南子
運営委員	石川 勉、石本 誠、伊藤 浩子、糸岡 栄博、薄井 洋一、江原 春美、香川 千波、栗林 菊夫、佐藤 正兵、田口 明美、橋本 浩基、林美 恵子、星野 由実
事務局	
事務局長	糸岡 栄博
事務局員	伊藤 浩子、江原 春美、佐藤 正兵、星野 由実
会員 (2010. 12. 28 現在)	
団体正会員	30 団体
	学校法人足立学園中学校、足立成和信用金庫、NPO 法人荒川流域ネットワーク、SMC シビルテクノス (株)、(株)エックスワン、江戸川区生ごみ堆肥化実践クラブ、江戸川ケーブルテレビ (株)、NTT 労組東京グループ連絡協議会、一般社団法人建築ビジョン、江東エコリーダーの会、小松川信用金庫、島村運輸倉庫 (株)、下平井水辺の楽校、情報労連東京都協議会、DKWBS、(株)ダイエー、東海東京証券 (株)、東京白鷗・城北・西新井・足立中央ライオンズクラブ、東京損害保険代理業協会城東支部、中土手に自然を戻す市民の会、日本ケンタッキー・フライドチキン (株)、日本郵政グループ労働組合城北支部、(株)日立ビルシステム、富士ゼロックスシステムサービス(株)、富士ゼロックスシステムサービス(株)ボランティア基金、ふるさと清掃運動会、ブルームバーグ L. P.、松山油脂(株)、三井住友海上メットライフ生命保険(株)、(株)りそな銀行
団体賛助会員	5 団体
個人正会員	64 人
個人賛助会員	49 人
特別賛助会員	15 団体
	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所 埼玉県、東京都、戸田市、川口市、板橋区、北区、荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江戸川区、江東区

### 3. ICCの活用について

#### 1) 漂着ごみ調査活動の範囲・規模

2010年1月～12月に流域各地で実施された荒川クリーンエイドの参加者数、ごみの回収量等を概観する。

#### ①年間110箇所のICC活動を流域各地で実施

上流から河口まで、年間延べ120会場の申込(エントリー)があり、雨天中止を除くと110会場が実施された。これはいずれも過去最高となった。

会場数(実施回数)の推移

	2006	2007	2008	2009	2010
エントリー会場数	81	106	102	111	120
実施会場数 (雨天等中止除く)	77	100	92	90	110

### ②参加者1万人を超える

2003年より、ほぼ毎年延べ1万人を超える参加がある。2010年は年間延べ10,675人となった。

### ③約5,000袋(約12t相当)の散乱ごみ、約1,000個の粗大ごみを回収

荒川クリーンエイドでは、45ℓのごみ袋に入るごみを「散乱ごみ」、入らない大きなごみ・重いごみを「粗大ごみ」と呼んでいるが、2010年は散乱ごみ4,814袋(約12t相当※)、粗大ごみ1,030個を回収した。

(図3-2-2-10)

散乱ごみ袋数は2008年から徐々に増加していますが、手付かずの場所を新たに整備して拾っているため、荒川のごみが増えているわけではない。

(※)燃やせるごみ、ペットボトルを2kg/袋、燃やせないごみを4kg/袋として換算した。

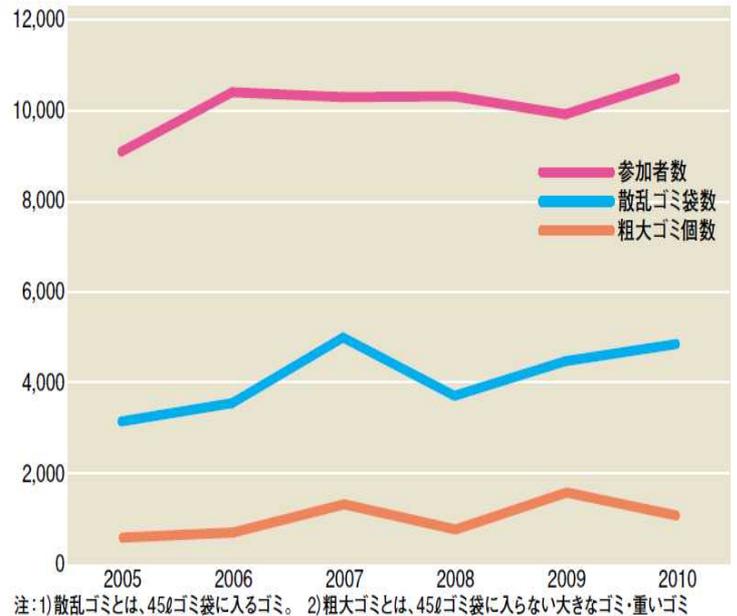


図3-2-2-10 参加者数・散乱ごみ数・粗大ごみ数の推移

### ④延べ約42kmをきれいに

ごみを拾った距離は、支流も含め上中流域(笹目橋から上流)の川沿いに延べ約12km、下流域の川沿いに延べ約30km、計約42kmに至った。これは、東京ー横浜間33km(国道距離)を大きく上回る。

### ⑤増える企業のクリーンエイド

荒川クリーンエイドでは、市民団体、企業、学校、自治体などさまざまな団体がそれぞれ参加者を募り主体的に会場運営をしている。

実施団体タイプ別に会場数(実施回数)を見ると、年々企業による実施が増えている。

(図3-2-2-11)

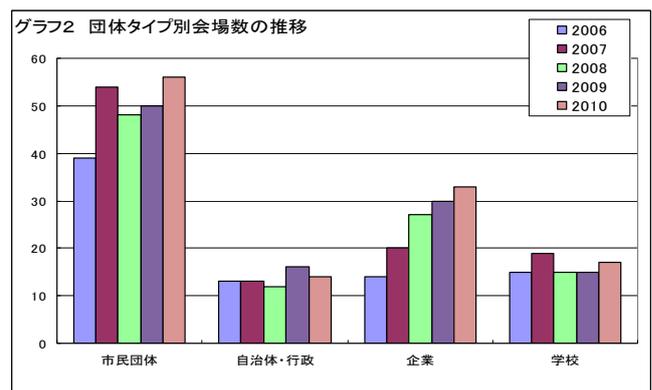


図3-2-2-11 団体タイプ別会場数の推移

## 2) 成果の共有及び発信の方法・対策に向けた行動など

### ①成果の共有・発信の方法

成果の共有については、既存広報ツールによる。

#### 【ホームページでの速報】

各実施会場における実施団体名、参加者数（子ども参加者も明記）、その他参加団体、ごみ袋数、粗大ごみ数、活動の写真について、きめ細かく実施速報を掲載している。

#### 【メールニュース】

上記ホームページでの速報へリンクする形で、活動のシーズン中は、月 1 回配信するメールニュースが重要な成果の共有ツールとなっている。

#### 【報告集】

3 月中を目途に、1,000 部～1,500 部程度フルカラー約 60 頁に及ぶ活動報告集を作成し、実施団体や協賛団体等へ配布している。

#### 【報告会】

年に 1 度活動の成果報告を行う機会を各実施団体に案内し、成果を共有している。

### ②対策に向けた行動

#### 【連絡会】

上記報告会に準じて、連絡会と題した会合を同じく年に一度開催している。2010 年度の連絡会は、報告会後に次年度の計画や対策を共有する連絡会を同じ日に開催した。

#### 【特定テーマのゴミ拾い】

甚大化するペットボトルごみの増加を受けて、2010 年度より【荒川ペットボトル大捜索！】と題したごみ調査を実施している。本ごみ調査を通じて、ペットボトルの内訳（水・お茶・ジュース・コーヒーなど）を特定し、参加者へのふりかえりと飲料メーカーへの問題提起を行う所存である。

11/21 江戸川区 荒川中土手五色池

実施団体名：中土手に自然を戻す市民の会

参加者数：14人（大人13、子ども1）

参加団体：オリエンテーション労働組

ゴミ袋数：15（燃やすゴミ8、燃やさないゴミ6、ペットボトル1）

粗大ごみ数：11



実施速報抜粋

（出典）荒川クリーンエイド・フォーラム HP

#### 【メールニュース】

上記ホームページでの速報へリンクする形で、活動のシーズン中は、月 1 回配信するメールニュースが重要な成果の共有ツールとなっている。

#### 【報告集】

3 月中を目途に、1,000 部～1,500 部程度フルカラー約 60 頁に及ぶ活動報告集を作成し、実施団体や協賛団体等へ配布している。

#### 【報告会】

年に 1 度活動の成果報告を行う機会を各実施団体に案内し、成果を共有している。

### ②対策に向けた行動

#### 【連絡会】

上記報告会に準じて、連絡会と題した会合を同じく年に一度開催している。2010 年度の連絡会は、報告会後に次年度の計画や対策を共有する連絡会を同じ日に開催した。



【イベント案内】荒川クリーンエイド・フォーラム2010報告・連絡会

荒川クリーンエイド・フォーラム2010報告・連絡会を以下のとおり開催いたします。

各地で開催された荒川クリーンエイド2010の報告をお伝えするとともに、2011の活動についてみなさまと意見交換を行う予定です。

荒川クリーンエイドを実施されたキャプテンはもちろん、参加者、これから参加されようかと検討されている方、関心のある方、応援されたい方・・・どなたでもご参加いただけます。ぜひご参加ください。

\*\*\*荒川クリーンエイド・フォーラム2010報告・連絡会\*\*\*

■日時：2011年2月16日（水）13:30～16:30

※受付開始 13:10

■会場：北とびあ 802会議室

※ 京成高車北線、豊原駅北口南北線王子駅下車徒歩2分  
（東京都北区王子1-11-1）



■対象：荒川クリーンエイド実施団体のキャプテンまたは代理の方、その他会員、当会の活動に関心のある方

■内容：

第一部 報告会：2010年の活動報告

・・・実施経緯の説明、各会場からの報告など

第二部 連絡会：2011年度の業務概要

・・・2011年度の運営方針についての意見交換など

#### 報告連絡会

（出典）荒川クリーンエイド・フォーラム HP

## 4. 主催団体等と地方公共団体との関係について

### 1) 具体的な役割分担の状況

#### 【NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラムの役割】

クリーンエイド（クリーンアップキャンペーン）活動への後援依頼を各自治体に要請（申請）し、毎年承認を得ている。また、ごみ回収ボランティアを募集・集約して、資材配布しているが、各参加団体には自治体との連絡調整方法についても指導している。さらに、ボランティア団体等のごみ回収活動の予定（日時・場所・規模など）を事前に自治体に連絡し、ごみの回収後に回収情報（ごみ置き場所、袋数など）を自治体に連絡している。

#### 【自治体の役割】

ボランティアが拾ってごみ袋に回収した散乱ごみを自治体の費用で処理している。なお、自転車やタイヤなどの粗大ごみは河川管理者（荒川下流河川事務所）が回収している。自治体においても、一般住民から参加者を募って主体的にごみ回収事業を実施している。

自治体の行政区域内の河川敷等で開催されるごみ回収事業については、参加者募集に向けた広報紙やホームページに掲載するなどの協力が行われている。江戸川区については、NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラムからの要請を行って協力いただいている。

### 2) 良好な関係づくりをどのようにして構築してきたか

（連携のための工夫、配慮した点、しくみなど）

1994年に第1回の荒川クリーンエイドを開始した際、荒川沿川自治体は河川敷を占用して野球グラウンドとして利用しているところのごみ拾いをするという形で参加した。しかし、荒川の漂着ごみは、自治体が占有していない水際、特にヨシなどの植生がある自然護岸に最も多く溜まり、それがヨシ原などを侵害している場合が多い。そのような水際で市民団体等がクリーンエイドをして集めたごみについては、自治体が引き受けて回収してくれるかどうかは、自治体ごとに対応が違っていった。最も極端な対応は、水際は国（建設省）の管理地であり、自治体が回収処分する責任はないというものであった。したがって、荒川下流事務所の要請があっても、自治体自身が行うクリーンエイド事業の回収ごみ以外は受け付けないという対応が続いた。

1999年、荒川下流工事事務所の呼びかけで「荒川下流部ゴミ対策懇談会」が開催された。

メンバーは学識経験者1名、市民団体関係者4名、沿川自治体担当者9名（荒川担当の部長）、荒川下流事務所長の15名で構成され、4回の会議を経て[荒川下流部ゴミアクションプラン]をまとめた。この委員会には当時のNPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラム代表理事及び事務局長が参加した。

このプランの第1番目に「荒川クリーンエイドに対する支援」が掲げられ、自治体は「イベント参加、一般ゴミ処分等、イベント広報」、荒川下流事務所は「イベント参加、ゴミ袋等の支給、粗大ゴミ処分等、イベント広報」が明記された。つまり、ごみの処分については、クリーンエイド事業で集めたごみのうち一般ごみ（ごみ袋に入るもの）は当該自治体が、粗大ごみについては荒川下流工事事務所が責任を持って処理することを、関係者でルール化したのであった。

また、同プランには状況の変化や地域の意向を反映するために沿川市区と建設省（当時）による「荒川下流部ゴミ対策協議会」を設置することが明記された。

この「荒川下流部ゴミ対策アクションプラン」策定後も、一部の自治体においては、当該自治体の行うクリーンエイド以外のごみについては回収を拒否したり、制限する対応が見られた。自治体の行政区分内にあるとはいえ、国が管理する自然地や水際部のごみの処理する義務があるのかという疑念が残り続けた。

しかし、時間が経過し、クリーンエイド事業に対する一般住民の理解も広まる中で、新たな市民団体や企業のクリーンエイド参加に対応して、そのごみの処理をお願いするために、荒川下流河川事務所担当課長と担当職員、および NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラム代表理事が自治体担当者を訪問し、ごみの回収処理が沿川の自然環境回復と美観向上にも貢献し、当該自治体市民にとっても有意義な事業であることを説明し、ようやく引き受けていただけることになった。また、財政的事情で回収ごみの収集回数を制限せざるを得ないという自治体については、その事情を考慮し、同自治体が回収する際に一緒に回収してもらえるように他団体のクリーンエイド実施日程の調整をすることで合意した。

また、同アクションプランには「いつでも出来るゴミ拾い」をもうひとつの柱として位置づけ、自治体の協力を求めている。荒川沿川住民や河川利用者が、ボランティアでいつでも気軽にゴミ拾いができるようにしたものであるが、あまり有効に利用されておらず、あらためて当該自治体の協力を得て、ゴミ袋の配布とごみの設置場所を明示するなどの確認をする必要もあった。

荒川下流河川事務所は平成 20 年に、「荒川下流部ゴミ対策協議会」を開催し、ゴミ回収についての自治体と実施団体および、NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラムの役割分担について明確な取り決めを確認し、併せていつでもできるゴミ拾いの進め方についても、各自治体の事情を考慮して調整し、進めている。

- ・ 「ゴミ対策アクションプラン」では、荒川下流河川事務所と 2 市 7 区による「荒川下流部ゴミ対策協議会」を設置して、随時必要な協議を行うこととしているが、河川の散乱ごみの処理が担当者交替後も継続するよう、最低年に 1 回以上の開催を NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラムから河川管理者に要請している。
- ・ ごみ回収の時だけの関係とならぬよう、2 市 7 区を NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラムの特別賛助会員と位置付け、具体的には自治体の担当部局に NPO のニュースレター、メールニュースなどを随時配送・配信して、情報を提供し、会員にむけて行う連絡会や総会、報告会等への出席を随時要請するなどして、一部参加をいただいている。
- ・ 近年は、毎年良好な関係が継続されているために、新たに協力が得られなくなることはないが、自治体担当者に、ゴミ袋の配布の機会などを利用して、特設持参するなどして「顔が見える関係」を構築している。

### 3-2-3.「国際海岸クリーンアップ」事例3 ～山形県「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」～

#### (1) 最上川の概況

最上川は、山形県米沢市の福島県境に位置する西吾妻山を水源（標高 2,035m）とし、置賜盆地、村山盆地を北上し、庄内平野中央部を貫流し、河口部である酒田市から日本海に注ぐ流路延長 229 km の河川である。428 の大小支流と合流し、その流域面積（7,040 平方 km）は、山形県の県土面積の 76%、その流域人口は山形県人口の 8 割、約 100 万人を占めている

古くから船運が盛んで、日本海沿岸を結ぶ北前船の寄港地である酒田港と県内陸部との物流を支えてきたこともあり、最上川を「母なる川」と親しみを込めて呼んでいる。現在では、最上川の溪流を活かした船下り観光をはじめ、農業用水、工業用水、生活用水、水力発電など、県民生活との関係が深い河川である。

#### (2) 漂着ごみの状況について

##### ①最上川河口部における漂着ごみ調査から

山形県は、2007 年度に最上川河口部の右岸河川敷で漂着ごみの実態調査を行った。20m の河川敷に漂着したごみを 1 ヶ月に一度回収し、ICC データカード（現一般社団法人 JEAN）を使用してごみの構成割合を 6 ヶ月間に渡って調べた結果、6 ヶ月間に漂着したごみの個数は 3,854 個に達し、そのうち約 7 割が破片化（燃えカスを含む）したごみであることを明らかにした（図 3-2-3-1）。

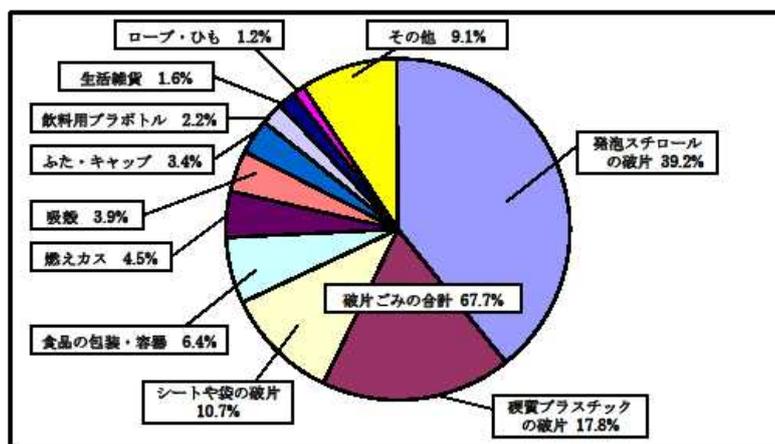


図 3-2-3-1 最上川河口部に漂着したごみの構成  
(出典；美しい山形の海と川を取り戻すために 2010 年、山形県)

## ②「最上川河口クリーンアップ作戦」における ICC 結果から

「最上川河口クリーンアップ作戦」は、西暦 2000 年を迎えたことを機に新たな地域活動の一環として、特定非営利活動法人パートナーシップオフィス（山形県酒田市、当時、出羽庄内地域づくりグループサロン）が始動させた事業である。第 2 回より、調査型クリーンアップ活動である ICC を取り入れた。2005（平成 17）年度から 2008（平成 20）年度は「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」として、2009（平成 21）年度からは新たに「美しいやまがたの海・クリーンアップ運動」と称して、現在では NPO 主催から山形県庄内総合支庁に移管し、行政との連携を工夫・維持しながら継続している活動である。

活動場所は第 1～3 回は右岸河川敷、左岸海岸部において実施したが、第 4 回からは橋梁新設のために右岸河川敷のみにて実施している。

「最上川河口クリーンアップ作戦報告書」（特定非営利活動法人パートナーシップオフィス）から、第 2 回（2001 年）～第 4 回（2003 年）の最上川河口右岸河川敷における漂着ごみの個数割合（素材別構成比）及び第 4 回調査におけるプラスチック類の内訳は、それぞれ表 3-2-3-1 及び表 3-2-3-2 のとおりである。

表 3-2-3-1 最上川河口右岸河川敷における漂着ごみ（素材別構成比%）

素材分類	第 2 回 (2001 年)	第 3 回 (2002 年)	第 4 回 (2003 年)
プラスチック類 (内破片のみ)	48 (19)	51 (26)	54 (31)
金属類	6	6	3
発泡スチロール類	33	31	34
ゴム類	1	1	0
木 類 (加工品)	—	—	0
紙 類	1	1	0
ガラス・陶器類	6	9	7
布 類	0	0	0
複合素材 他	4	2	1
ごみの個数 (総数)	10, 101	12, 422	16, 484

表 3-2-3-2 第 4 回 (2003 年) 調査におけるプラスチック類の内訳

アイテム分類	個 数	構成比 (%)
破 片	5, 159	58.3
袋・パッケージ	954	10.8
ボトル	1, 123	12.7
容 器	437	4.9
釣具・漁具	24	0.3
ロープ・ひも	149	1.7
雑 貨	983	11.1
注射器	9	0.1
その他	16	0.2
合 計	8, 854	100.1

③「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」における ICC 結果から

山形県では、後述する任意団体「美しい山形・最上川フォーラム」（以下、最上川フォーラム）による ICC を活用したクリーンアップ活動である「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」が取り組まれている。2009（平成 21）年度は、58 団体、2,025 人の事前申込みに対し、50 団体、1,700 人で実施されている。回収したごみの数は 17,112 個であった。山形県内を 4 地域に分けての調査結果は以下のとおりである（図 3-2-3-2）。

地域別活動実績

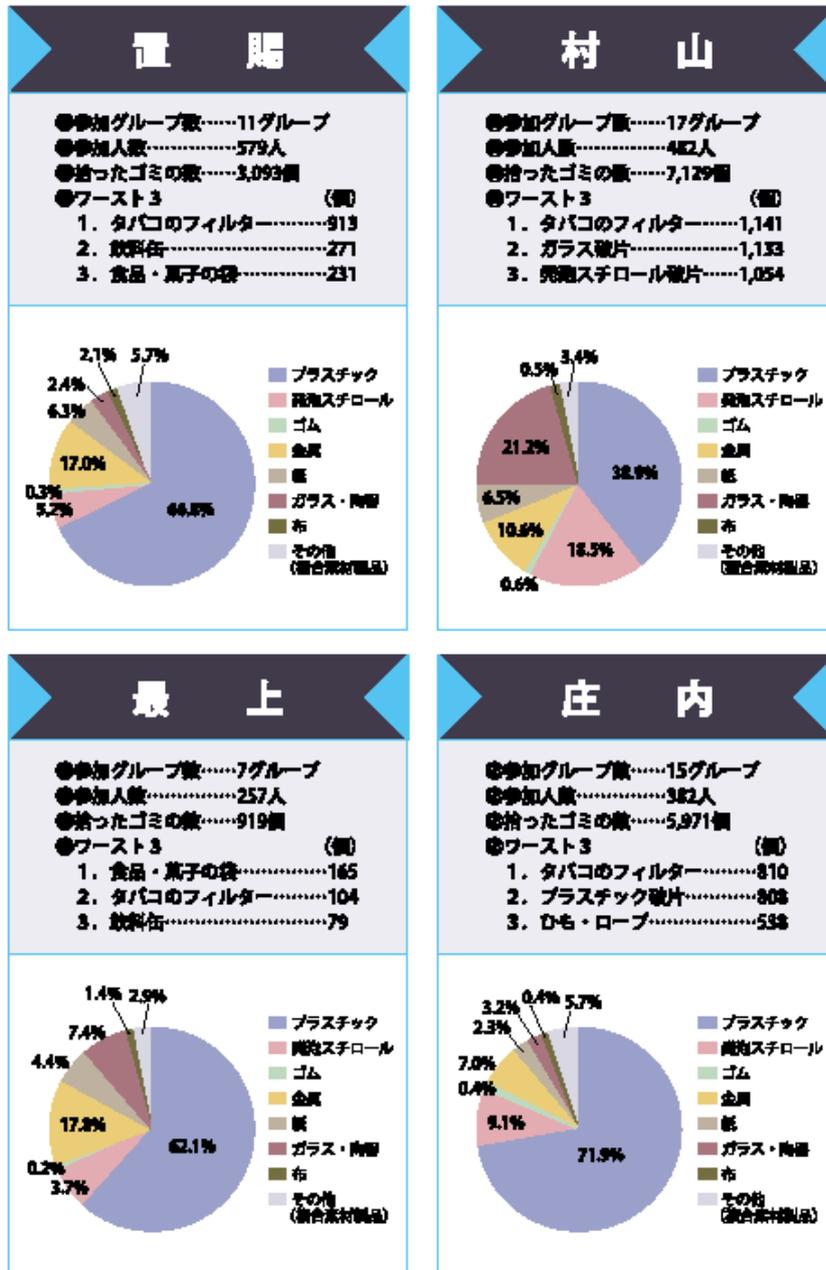


図 3-2-3-2 最上川における漂着ごみ調査結果（転載；身近な川や水辺の健康診断／クリーンアップキャンペーン 平成 21 年度報告書 2010 年、美しい山形・最上川フォーラム）

漂着ごみの素材別の割合（個数）でみると、県全体では、プラスチック類 56.6%、発泡スチロール 12.0%、ガラス・陶器 10.8%、金属 9.9%、紙・その他 6.1%であり、発泡スチロールを含めたプラスチックが全体の約 7 割を占めていた。また、発泡スチロールを含めたプラスチックの破片（1 平方 cm 以上）は 16.6%に過ぎず、河口部での調査結果に比べて 1/4 程度であり、河川を流下、水辺に堆積していくなかで破片化している可能性があることが推察できる。

### (3) 「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」による取組

#### ① 「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」に至るまでの経緯

山形県は、西暦 2000 年を迎えるにあたり、最上川を県民総参加による美しく快適な県土づくりの運動のシンボルとして、美しく健全な水環境の確保と地域資源としての最上川の利活用を目指した「美しいやまがた最上川創成構想」を掲げた。この創成構想に基づき、文化環境部文化振興課（当時）内に最上川創成班を設け、具体的な行動計画となる「最上川創成プラン」の策定に取り組んだのである。

2001（平成 13）年、最上川創成構想の一環として「県民活動推進のための啓発事業」を行った。同事業は、①既存の県民活動と連携したクリーンアップ活動等の実施、②水辺の散乱ごみに着目した啓発フォーラムの開催、③県民活動の効果的推進のための調査・検討で構成されている。

同事業の成果として県民活動推進のために提案された一つに、「最上川クリーンエイドの展開」があった。これは、東京の荒川下流域を中心として展開され、海岸漂着ごみを対象としていた ICC を河川に応用した「荒川クリーンエイド」のノウハウを最上川にそのまま転用していく提案である。また、同提案には、簡易法による身近な水辺の水質調査を展開する現「身近な川や水辺の健康診断」事業のほか、海岸漂着物トランクミュージアム巡回展、水辺の散乱ごみのモニタリング調査、散乱ゴミ発生原因調査、環境学習プログラムの開発、啓発用パンフレットの作成等の漂着ごみ対策に係る事業も盛り込まれており、最上川創成構想で掲げた「美しく健全な水環境の確保」に向け、重層的な展開を図ったものである（図 3-2-3-3）。

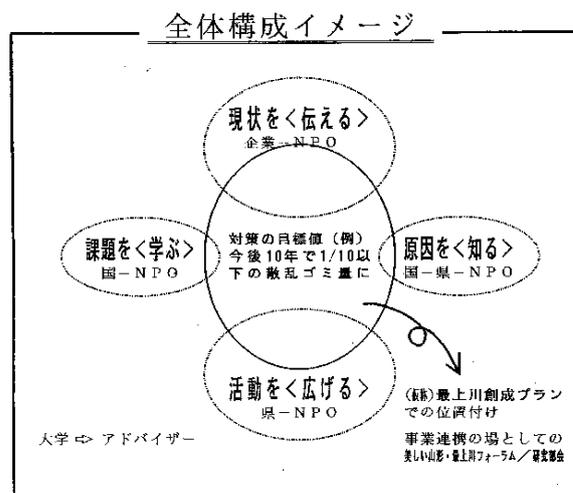


図 3-2-3-3 全体構成イメージ（出典；美しいやまがた最上川創成構想／県民活動推進のための啓発事業等報告書 2001 年、山形創造 NPO 支援ネットワーク）

「県民活動推進のための啓発事業」の実施と並行しながら、この活動を全県的に推進するための組織として、2001（平成13）年7月26日には、県民、NPO、学識経験者、事業者、行政等で構成される「美しい山形・最上川フォーラム」を設立し、当面の事務局を県が担った。また、2003（平成15）年から展開した「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」の始動前後の段階では、特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが同事業の実施事務局を担っている。

## ②「国際海岸クリーンアップ」(ICC)を活用した取組への進展

山形県における河川におけるクリーンアップ活動は、国内の中でも比較的早い時期に始動している。愛知県豊橋市で「ゴミゼロ運動」が取り組まれる2年前の1977（昭和52）年、「美しく快適で豊かな県土づくりの一環として、河川・海岸愛護に対する意識を高め、美しい水辺環境をつくっていこう」との趣旨で、全県において「きれいな川で住みよいふるさと運動」（きれ川運動）が始まっている。それだけに、最上川をはじめとする河川におけるごみ問題が目立ってきていた時代状況だったことが伺える。

きれ川運動は、1993（平成5）年からは7月と9月の年2回実施されるようになり、さらに、「県民河川・海岸愛護デー」として基準日（7月は第1日曜日、9月は第2日曜日）を設定し、運動意識を高めた。

全県を挙げた取組にも拘らず、水辺のごみ状況の改善が十分に図られなかったこともあってか、「美しいやまがた最上川創成構想」の検討へとつながっていったものと推察される。「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」では、地域リーダーの育成と参加団体等の拡大を目指し、水辺の散乱（漂着）ごみ問題への理解を深めるための知見の提供、ICCの調査手法の習得を併せた研修会（キャプテン研修会と呼称、東京都の荒川クリーンエイド、そのモデルとなった多摩川クリーンエイドで同様の研修会を実施）を県内各地で開催した。

## （4）主催団体「美しい山形・最上川フォーラム」の沿革

### ①設立経緯と目的

「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」を主催する「美しい山形・最上川フォーラム」は、前述したとおり、2001（平成13）年7月26日に設立された。設立総会において提示された「設立宣言」及び「目的」を以下に掲載した。

#### 美しい山形・最上川フォーラム設立宣言（平成13年7月26日）

最上川は滔々として流れ、百万人の県民に豊かな潤いを与えている山形県の母なる川である。

時として厳しい災いの流れに変わりながらも、計り知れない恩恵をもたらし、県民の生活や産業・経済活動を支え、地域文化を育み続けている川である。また、その水質や川の環境は、山形県民が良好な環境の保全にいかにならめているのかを示す鏡としても機能している。

本日参集した私達は、このような最上川の数々の恩恵と健全で快適な水環境は等し

く全県民の財産であることを自覚し、後世にさらに豊かで清らかな最上川が継承されるよう努めるとともに、それらの活動を通して美しい山形県民の心が育まれることを望むものである。

私達は、それらを達成するため、ここに「美しい山形・最上川フォーラム」を設立する。そして、多くの県民の協力と参加を得ながら、また最上川に関わるそれぞれの主体と連携、協働して、このフォーラムが活発に活動するよう、私達は取り組んでいきたい。

### 目的（美しい山形・最上川フォーラム規約第2条）

フォーラムは、最上川を美しい山形づくりのシンボルに掲げ、水環境の保全、文化の継承及び地域経済の活性化等を推進する総合的な取組を通じて、美しい心を育み、豊かな自然と文化を後世に継承するとともに、人々が交流し、生きがいを持って快適に暮らすことができる地域の形成を目指す。

### ②運営体制と活動の柱

設立後しばらく、活動費の拠出（補助金）や事務局の運営は山形県が担っていたが、行政からの補助金の減額と自立性が求められる状況になったことから、2007（平成19）年を契機に事務局機能が独立し、山形大学小白川キャンパス内（現最上川フォーラム会長が所属していた関係から）へ移転した。また、4つに分かれていた「部会」も「清流・環境対策部会」、「最上川文化・地域経済活性化部会」の2つに併合整理される一方、県内の4地域毎に地域部会が新たに設けられた。現在の運営体制を図3-2-3-4に示す。

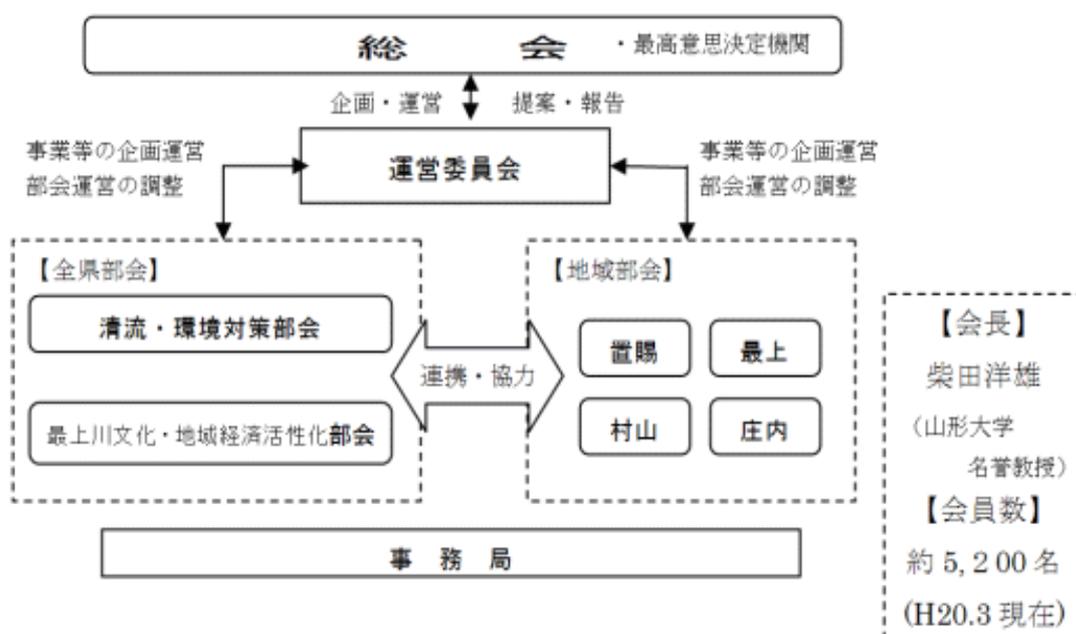


図3-2-3-4 美しい山形・最上川フォーラムの運営体制図

最上川フォーラムでは、設立の翌年 2002（平成 14）年 7 月には「美しい山形・最上川 100 年プラン」を策定し、現在、上記の運営体制の下で、以下のような 3 つの分野を中心に継続的な活動に取り組んでいる。

- 1) 美しく豊かで健全な水環境を守り育てる
- 2) 川に育まれた地域文化を理解し活かす
- 3) 最上川を地域経済の活性化に活用する

「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」は、1) 美しく豊かで健全な水環境を守り育てる活動分野の主要事業に位置付けられている。

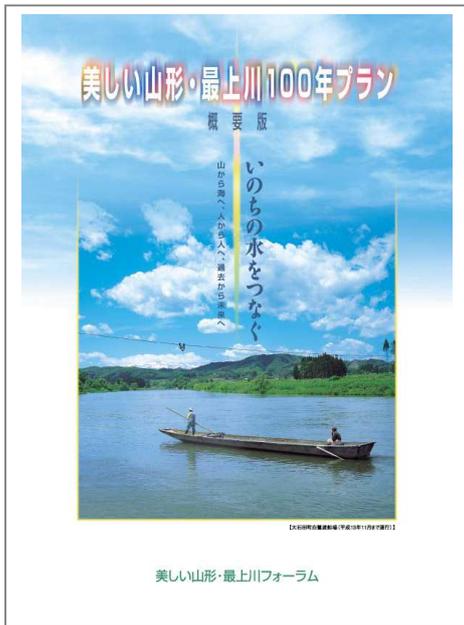


図 3-2-3-5 美しい山形・最上川 100 年プラン(概要版より)

### ③ICCの活用状況について

「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」では、毎年9月から10月の2ヶ月間をキャンペーン期間として設定し、ICCを活用した漂着ごみ状況調査を県内団体等に呼びかけて実施している。参加団体等が行った調査の結果は、事務局で集約・整理された後、一般社団法人JEANへ提供している。

その結果、「ゴミを拾って身近な水辺をきれいにする」という取り組みが広がっているものの、「拾っても拾っても散乱ゴミが減らない」という状況から、2009（平成21）年度から新たに「捨てない・すてさせない in 最上川」を始動した。ゴミを捨てない仕組みづくりを目指し、発生源対策に取り組む必要性を関係者が認識したことが背景となっている。

最上川本川に設置されている水力発電用ダム（朝日町、東北電力・上郷ダム）の上流域の9市町をモデル地区（米沢市・高島町・川西町・南陽市・飯豊町・長井市・白鷹町・朝日町・大江町）として設定し、関係セクターが連携しながらごみの発生抑制対策を進めるための方策等を検討している。また、支川への鉄柵の設置や、最上川フォーラム活動への参加など、具体的な取り組みに向けた準備も行われている。

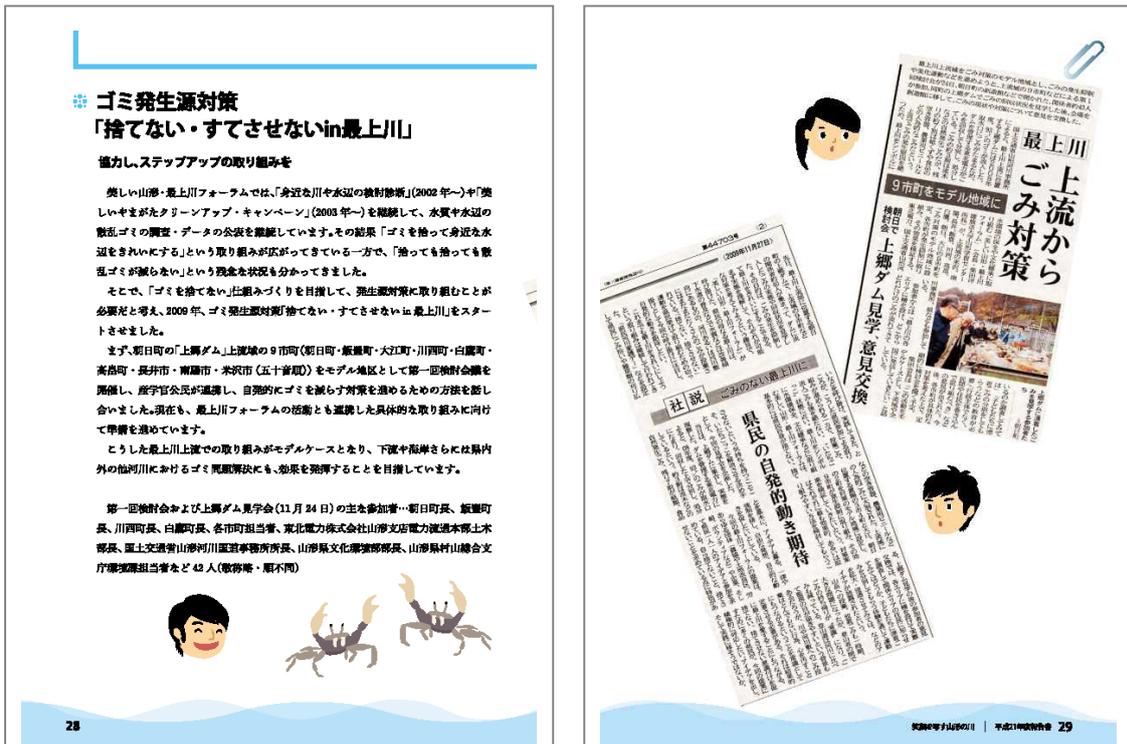


図 3-2-3-6 捨てない・すてさせない in 最上川（転載；身近な川や水辺の健康診断／クリーンアップキャンペーン 平成21年度報告書 2010年、美しい山形・最上川フォーラム）

一方、ICC 調査結果を含め散乱（漂着）ごみ状況を視覚的に分かり易く発信していくため、web版の「最上川環境マップ」（社団法人東北建設協会・みちのく国づくり支援事業）を作成し、公開している。

最上川環境マップ <http://map.mogamigawa.gr.jp/>



写真1 最上川にある水力発電用ダムに溜まる大量のごみ（山形県朝日町）

## （５）地方公共団体との連携状況について

### ①「美しい山形・最上川フォーラム」設立期から2006（平成18）年度まで

2001（平成13）年7月26日に設立された最上川フォーラムは、その設立前の過程から山形県が主導・関与してきた組織体であることから、活動経費の多くを県として予算措置を図っていた。一方、運営に関する学識経験者、NPO、関係団体関係者らも、県からの自立を模索する動きの一環としての自主財源の確保と活動の展開を目指し、会員の拡大に力を入れた。

2006（平成18）年度に入り、県庁内において最上川フォーラムの自立化を図っていくべきであるとの意向が、明らかにされた。このような状況変化を踏まえて最上川フォーラムの中でも、その対応について検討が行われ、同年度末に臨時総会を開催し協議が行われた。

### ②「美しい山形・最上川フォーラム」2007（平成19）年度以降から現在まで

2007（平成19）年度、県庁内に置かれていた事務局を会長が在職する山形大学小白川キャンパス内へ移管した。当時の山形県における政策変更にも起因するが、一般的に地方公共団体に関して立ち上げた同様の組織体への補助金の投入は概ね3ヵ年である場合が多く、恒常的な県費の支出構造を回避していく傾向にある。

しかしながら、山形県は最上川フォーラムの運営に対し引き続き可能な支援・分担を行っている。実際、前年度に引き続いて県からの補助金支出が行われ、その中には新たに事務局員1名分の人件費分を見込んでいる。これは、県から自立した運営体制を構築していくにしても、早急に対応できる状況ではないことを県側も認識していることを意味している。

一方、2006（平成18）年度末時点での会員数は団体・企業会員が約300、個人会員は5,300人を擁している。会員数の確保は会費収入につながるが、会員への情報提供などのサービスや事業運営の煩雑さも増加するため、事務局の負荷が増大することになってしまう側面もある。

2008（平成20）年度以降、県からの補助金の減額が段階的に行われてきているが、民間からの寄付や様々な助成支援制度を確保しながら継続的な運営を今日まで図ってきている。補助金だけではない支援を山形県も行き、官民の連携した関係を維持している状況にある。また、2009（平

成 21) 年度からは、事務局員 2 名を山形県公募型雇用創出事業によって確保している。

行政等との連携については、2010（平成 22）年度の最上川フォーラム総会における会長挨拶から引用して紹介する。

「我々の活動は、行政がやるべきだとか、企業がやるべきだとか、NPO がやるべきだとか、バラバラにやるのではなくて、その連携をとって行っていくことが必要でしょう、という形です。（中略）今のところ何の資格も無いのですが、行政もメンバーに入っているし、いろいろな NPO 団体も入っているし、大学や企業、もちろん県民の方、いろいろな立場の人が入って事業を進めていこう、という形をとっているところです。そういったいろいろな立場の人達が連携をとるということが一つの特徴です。もう一つの特徴は、その連携のとり方ですが、イコールパートナーとして、行政であるから言う事を聞きますとか、行政も、ご案内のように国土交通省という国の機関も入っているし、県も市町村もあるということで、最近はそのような事がなくなってきていますが、一般の行政の場合のような、国の指示を県が受け、県の指示を市町村が受けるというような上下関係は、この会にはありません。つまりイコールパートナーとして行政も会員の県民の方も企業の方も皆イコールだ、対等だという形で、それぞれ「自分達はこれができる。」、できないものについては、「他でできませんか？」と、自分達ができる部分を提案しながら、弱い部分は支援を受けながら連携していくというのがこのフォーラムが取ってきた活動です」（2010（平成 22）年度美しい山形・最上川フォーラム総会議事録より抜粋）

### ③「美しいやまがたリーンアップ・キャンペーン」の展開における連携について

ICC を活用した「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」の展開は、上記のとおり最上川フォーラムが取り組んできた諸活動の中に位置付けられ、今では中核的な事業の一つとなっている。山形県をはじめとする地方公共団体、国関係機関とも良好な協力関係の下で行われている。

2009（平成 21）年度から新に「捨てない・すてさせない in 最上川」を始動したが、この中で、最上川フォーラムの会員でもある国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所では、最上川本川に流入するごみの状況についての調査（最上川上流部において、特定アイテムについてその数量などを土地利用形態の違う箇所計測）を 2010（平成 22）年度に取り組み始めた。

このように、山形県が主導して設立した最上川フォーラムが担う ICC 活動は、事務局体制の維持・運営の不安定さなどの課題があるが、地方公共団体との連携を保ちながらかつ自立的な運営体制に移行しながら、着実に拡大してきている。

尚、最上川流域は、一般社団法人 JEAN が日本国内において展開している「国際海岸クリーンアップ」ICC の中では、東京都の荒川下流域と並んで、河川ごみに関する活動の主要な流域の一つでもある。

### 3-2-4. 「国際海岸クリーンアップ」事例 4～韓国・慶尚南道「馬山湾特別管理海域民官産学協議会とICC」～

#### 1. はじめに

馬山（マサン）湾は、韓国の南東部にある慶尚南道の南端に位置し、馬山湾を取り巻くように、馬山（マサン）市、昌原（チャンウォン）市、鎮海（チネ）市があり、歴史的に馬山湾から多くの恩恵をうけて発展してきた。3つの市はそれぞれの頭の文字を取って馬昌鎮（マチャンジン）と呼ばれ、密接な関係を持つ都市であり、2010年7月1日にはこの3市が合併して新たに人口108万人超の「昌原市」が誕生した。本報告書では、地域の歴史等を記述する際に旧市名を用いるとともに、2010年に統合された新しい昌原市について述べる場合には統合「昌原市」と記述することとする。



図 3-2-4-1 馬山湾と統合「昌原市」

本報告書においては、この馬山湾を共有する3つの都市の多様な利害当事者たちによって構成された「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」について、また、同協議会が漂流・漂着ごみ問題に関連してどのような取り組みを進めているのか、また、どのような成果を挙げているのかについて整理した。

ここで、本報告書における強調点について、若干述べるならば、馬山湾特別管理海域民官産学協議会が展開する活動は、「漂流漂着ごみ問題の対策」という範疇を超えている。むしろ馬山湾流域における統合的な沿岸域の管理能力を高めていくことを目的として、上手に漂流漂着ごみ問題を「利用」しているともいえる。まさに、そのような視点からの取り組みであるからこそ、大変重要な事例であると考えられるのである。また、100万人を越える大都市圏における環境ガバナンス

スの事例としても大変有効な事例であるといえる。

## 2. 事例情報の内容

### (1) 事例地域の状況について

#### ①地理的な状況

馬山湾は、韓国の南東部にある慶尚南道の南端に位置し、馬山湾を取り巻くように、昌原（チャンウォン）市、馬山（マサン）市、鎮海（チネ）市があり、歴史的に馬山湾から多くの恩恵を受けて発展してきた。

2010年7月1日に、馬山市、昌原市、鎮海市の3市が合併し、統合された新「昌原市」が誕生した。緯度は東京とほぼ同じである。統合「昌原市」の位置は、朝鮮半島の東南端に位置しており、東側は釜山広域市や国際空港のある金海市に隣接し、南側には馬山湾そして鎮海湾と接しており、海を挟んで巨済島（コジェ島）と向かい合っている。

地形は、西北側、東側、南東側、南側をそれぞれ低い山に囲まれている盆地である。平地は狭い面積の盆地構造となっており、こうした地理的特徴と大規模工業団地が多数集中していることにより、ながらく大気汚染・水質汚染に対して脆弱な都市であると市民に認知されてきた。

旧馬山市地域は24の島嶼を持ち、陸地部の海岸線は117km、島嶼部の海岸線は34kmで、馬山湾と接している。旧昌原市地域は陸地部の海岸線12.6kmが馬山湾と接しており、都心部を流れる内洞川（ネドン川、5.2km）、昌原川（チャンウォン川、7.5km）、南川（ナム川、10km）の三つの河川が馬山湾に流れ込んでいる。旧鎮海市地域は19の島嶼を持ち、陸地部の海岸線は95km、島嶼部の海岸線は27kmで馬山湾に接している。

馬山湾は、南北の長さが8.5km、最大幅が5kmの大変閉鎖的な構造を持つ湾である。内湾の平均流速は大変弱く2~3cm/秒であり、平均水深は10~15m未満と浅く、海域面積は143平方kmである。

## ②社会的な状況

### ②-1. 馬山湾開発の歴史

馬山湾は、1960年代初頭まではきれいな青い海が広がり、多くの人々が余暇を過ごしに海辺を訪れ、また、水産資源も大変豊富な地域の漁業者たちの生活の場であった。馬山湾の海域は、上述したような地理的特性から潮流が弱いため海水交換能力が低い、半閉鎖性海域という特徴を持つ。そうした地形的な限界性に加えて、大規模な公有水面埋め立てによって巨大な産業団地と港湾、都市用地の造成、沿岸の高密度開発、急速な産業化に伴う人口の集中、産業排水と生活下水など陸上起因汚染源の流入によって、馬山湾の環境汚染は加速度的に進んでいった。

馬山湾流域の本格的な埋め立ては、1960年代の経済開発5カ年計画が樹立されてからのことである。1965年には月影洞（ウォリョンドン）の海辺に韓国鉄鋼が造成され、翌年には陽徳洞（ヤンドクトン）に韓日合繊の敷地として6万坪が埋め立てられ。70年代に入ってから、韓国初の輸出自由地域を馬山市に

造成するために鳳岩洞（ボンアムドン）の葦原50万坪を埋め立てた。74年には昌原国家産業団地造成のために99万坪を埋め立て、80年代以後も相次ぐ港湾造成のために埋め立てが続いた。主な港湾だけでも馬山西港地区、馬山旧港地区、馬山スジョン湾埋立地、馬山港第二埠頭など埋め立てが継続していった。

こうして継続される沿岸開発によって、馬山湾の港界内の海域面積は1964年の195平方kmから、1998年には143平方km、64年時点の73%にまで縮小して



図 3-2-4-2 馬山湾の海域面積比較

しまった。現在も進行中の埋立計画がすべて完了すると海域面積は115平方kmとなり、64年時点の59%となる見通しである（図3-2-4-2）。

こうした急速な産業化の必然的な帰結として急速な都市化がすすみ、人口も増加、馬山市は約40万7千人、昌原市は約50万9千人、鎮海市は約17万4千人となり、人口の89.4%が馬山湾特別管理海域に指定された流域に暮らしている。またこの流域内には5つの産業団地が立地しており、産業団地内の1,103の事業所のうち937施設が工業施設である<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 馬山湾特別管理海域民官産学協議会 委員長，慶南大学 Chan-Won Lee, 2009.

## ②-2. 漂流・漂着ごみ問題を含む水辺の環境の状況

馬山湾沿岸の大規模開発とそれに伴う急激な都市化は馬山湾の許容量をはるかに超えて汚染物質が持続的に流入し続け、蓄積し続けてきた。こうして、すでに1970年代には海水の水質が急速に悪化し、レジャーのメッカであった架浦（カポ）海水浴場は汚染により閉鎖され、全国で始めて貝類の採取が禁止されるという不名誉な海となってしまった。81年には大規模な赤潮が発生し、以後、毎年赤潮が頻発するようになった。

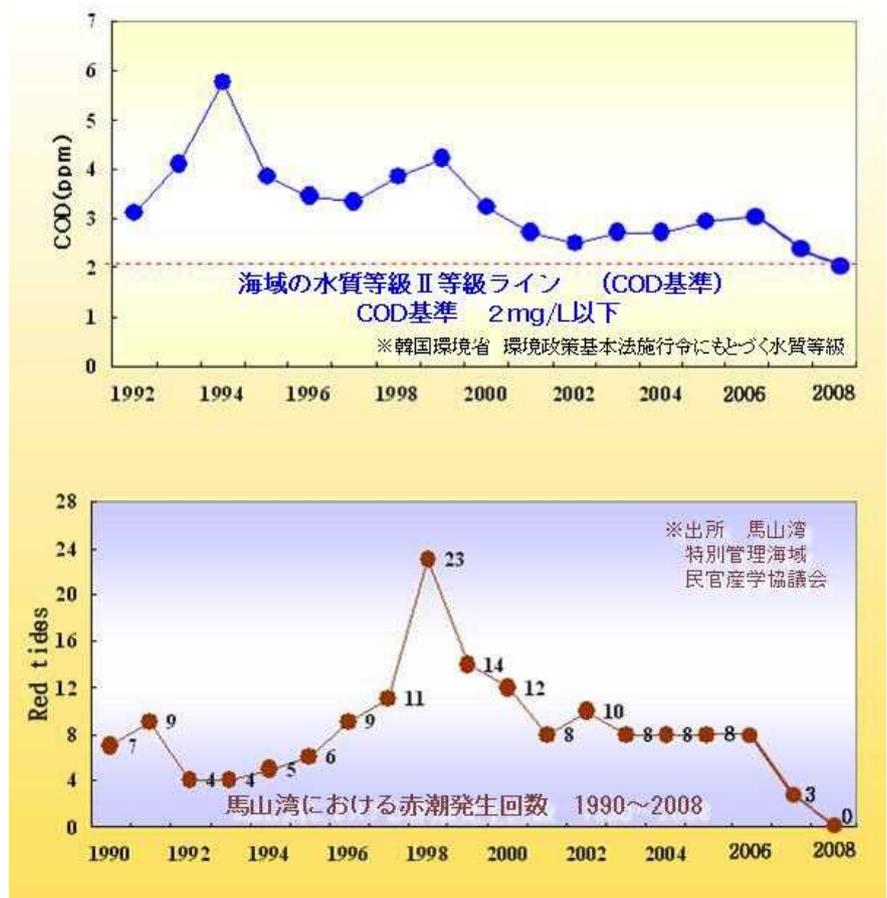


図 3-2-4-3 馬山湾の水質（COD 基準）と赤潮発生回数の推移

水質も継続して悪化し97年から2005年までの9年間の馬山湾の夏場のCOD中央値は $2.6\text{mg/L}^2$ と一貫して水質等級Ⅲ等級であった（図 3-2-4-3）。

漂流漂着ごみについては、馬山湾流域の場合、人口の集中する都市部を流れる川を通じて湾に流入する。漂流漂着ごみを対象とした民官産学協議会の活動については、以下で詳述することになるが、馬山湾流域における国際海岸クリーンアップ（ICC）活動の結果から、民官産学協議会では、馬山湾流域の漂流漂着ごみの特性について以下のように評価している。ICCの結果は2008年と2009年の2ヵ年の資料ならびに評価が元となっている<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 正式には「環境庁」である。1994年に政府部署組織改変によって「環境部」へと昇格した。

<sup>3</sup> 馬山湾特別管理海域民官産学協議会、2008、2009。

【2008年 ICC 調査とその評価】

**International Coastal Cleanup 2008**

When : 20.09.2008

Where :



A	鳳岩干潟 150×30m
B	ソドン造船 300×20m

民官産学協議会による評価：鳳岩干潟生態学習場は、家族単位で訪れる客数も多いが、通勤途中の公園利用とドライバーによる車両からの投棄が多いという地域的特性上、タバコの吸殻の数が 43.5%で最も多く、陸上起因の各種袋や発泡スチロールの破片が多数を占めた。

昌原市と馬山市の住宅地、また、工業地帯に起因するゴミはもちろん、漁業活動に起因するゴミが多数を占めた。各種の袋が 43.1%と高い比率を占めたが、もともとの形態や用途を推

し量ることのできないスチロールとプラスチックの破片も 20%の割合を占めた。また、漁業活動に使用されるスチロール製の浮きとロープなどが目に付いた。また、個数としては 10 個と少ないためにトップ 10 の項目には入らなかったものの、投棄による自動車のシートやタイヤ、角材などの建築資材が嵩と重量において優位を占めた。特に、排水路の付近には意図的に投棄した後、不織布で目に付かないようにゴミを隠してある場所があちこちに付いた。海洋投棄を根絶するための監視活動が必要だといえる。

**International Coastal Cleanup 2008**

慶南大学ほかから115名が参加



表 3-2-3-1 馬山湾流域 ICC2008 漂流漂着ゴミ Top 10

Marine Litter Top Ten, 2008						
順位	A 廃棄物の種類(鳳岩干潟生態学習場/公園)	個数	比率	B 廃棄物の種類(鳳岩洞ソンドン造船前の潮間帯)	個数	比率
1	タバコ/タバコフィルター	327	43.5	各種袋	1777	43.1
2	各種袋	160	21.3	スチロール 破片	570	13.8
3	スチロール 破片	70	9.3	プラスチック 破片	256	6.2
4	食べ物 包装紙, 包装容器	40	5.3	飲料水ビン(プラスチック, 2リットル 以下)	202	4.9
5	紙(新聞, 広報チラシ 等)	20	2.6	スチロール ラキ (20cm 以上 規格)	170	4.1
6	各種フタ	19	2.5	食べ物 包装紙, 包装容器	163	4.0
7	建築資材(レンガ, 鉄筋, 木材 等)	18	2.3	ロープ	120	2.9
8	飲料水ビン(プラスチック, 2リットル 以下)	17	2.2	飲料水ビン(ガラス)	108	2.6
9	飲料水ビン(ガラス)	13	1.7	各種フタ	89	2.1
10	おもちゃ	12	1.5	紙(新聞, 広報チラシ 等)	87	2.1
合計		696	92.2		3,542	85.8

## 【2009年 ICC 調査とその評価】

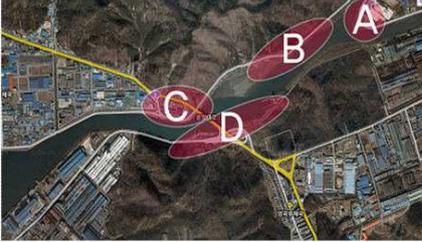
### 民官産学協議会による評価：

鳳岩橋の下の場合は、近年、馬山湾の水質改善や自然が復元され生物がもどってくるというプラスの変化がもたらされている中で、釣りなどを楽しむ海洋活動や水路活動が活発になってきていることが特徴として挙げられる。当日の ICC 調査の現場でレジャーを楽しむ市民たちの盛況さから、明らかに変化を知ることができる。海洋活動や水路活動が活発になるにつれて、釣り針や釣り糸などとして使用され、捨てられたごみは、調査対象となった D 区間全体で回収されたごみ 2,684 個のうち、970 個、36%を占めており、他の調査地域と有意味な違いを示したことがわかる。釣り糸と釣り針は、海洋生物はもちろんのこと、訪問客の安全を脅かして釣りの錘の場合、鉛によって海洋環境汚染の原因となる。海洋活動や水路活動を楽しむ人口は、馬山湾の全域で増加しているため、こうした人々を対象とした教育及び広報活動が求められている。

**International Coastal Cleanup 2009**

When : 19.09.2008

Where :



A	トクオンナム堤防下 20m×5m
B	鳳岩干潟生態学習場の 上部100m×5m
C	鳳岩干潟生態学習場の 下部100m×5m
D	鳳岩橋の下 200m×5m

**International Coastal Cleanup 2009**

Who : 慶南大学ほか200名が参加








表 3-2-4-2 馬山湾流域 ICC2009 漂流漂着ごみ Top 10

Marine Litter Top Ten, 2009												
順位	A.トウォンチムチ前堤防の下	個数	比率	B.鳳岩干潟生態学習場上流方向	個数	比率	C.鳳岩干潟生態学習場下流方向	個数	比率	D.鳳岩橋の下	個数	比率
1	タバコ/タバコフィルター	343	26.18	スチロール 破片	605	29.51	タバコ/タバコフィルター	411	24.3	各種袋	319	11.88
2	各種袋	191	14.58	各種袋	587	28.63	スチロール 破片	313	18.5	飲料水ビン(ガラス)	290	10.80
3	飲料水ビン(プラスチック, 2リットル 以下)	138	10.53	タバコ/タバコフィルター	554	27.02	各種袋	210	12.42	ガラス破片	229	8.53
4	飲料水ビン・カン	114	8.70	飲料水ビン(プラスチック, 2リットル 以下)	246	12	食べ物 包装紙, 包装容器	134	7.92	釣り糸	210	7.82
5	食べ物 包装紙, 包装容器	75	5.73	スチロール	75	3.65	飲料水ビン(プラスチック, 2リットル 以下)	104	6.15	ひも (プラスチック, 皮, 金属)	197	7.34
6	釣りエサ箱, 釣りエサ包装	49	3.74	建築資材(レンガ, 鉄筋, 木材 等)	70	2.79	服くつ, 帽子	55	3.25	建築資材(レンガ, 鉄筋, 木材 等)	178	6.63
7	各種フタ	47	3.59	飲料水ビン(ガラス)	48	1.91	プラスチック 破片	52	3.08	木の包装箱(大)	169	6.30
8	飲料水ビン(ガラス)	40	3.05	おもちゃ	39	1.56	木製パレット	47	2.78	食べ物 包装紙, 包装容器	99	3.69
9	コップ,皿,フォーク, ナイフ,スプーン	40	3.05	車両, 車両の付属品	39	1.56	スチロール	46	2.72	釣り錘, 釣り針	85	3.17
10	ゴルフボール	37	2.82	飲料水ビン・カン	35	1.40	飲料水ビン・カン	45	2.66	飲料水ビン(プラスチック, 2リットル 以下)	79	2.94
合計		1,074	81.97		2,298	91.7		1,417	83.78		1,855	69.1

統合「昌原市」は人口密集度 1,200~1,300 程度で、日本の政令市では広島市ほどである。また、現在、環境復元のための努力を積み重ねているプロセスであるとはいえ、馬山湾の汚染によって漁業系のごみは相対的に少なく、生活系・産業活動系・海洋活動系のごみの割合も高く、市民・事業者に対する広範な働きかけが必要であると認識されている。

## (2) 馬山湾特別管理海域民官産学協議会の沿革

### ①民官産学協議会の設立背景と組織体制

#### ①-1. 馬山湾の沿岸域利用で鋭く対立する価値観～環境か？、開発か？

1981年の大規模な赤潮の発生が引鉄かのように、馬山湾の環境悪化は深刻の度を増していった。ここに至って、政府と地方自治体は馬山湾の環境を管理するための積極的な対処にのり出した。政府レベルでは汚染海域の浚渫事業のような海域環境の改善事業や下水処理場の拡充、下水管渠の整備など陸上起因汚染源の低減を目的とした環境インフラ造成に多くの予算を投入した。また、82年には馬山湾を、海域のみを対象とした「特別管理海域」に指定した（環境庁<sup>4</sup>告示による）。

しかしながら、このような努力にもかかわらず、2000年代の初めに至っても慢性的な富栄養化、夏季には湾の底層の貧酸素層形成、頻繁に発生する赤潮など、問題は一向に改善せず、こうした事後処理的な対応はいくら繰り返しても大きな効果は得られないという評価が支配的となった。

<sup>4</sup> 正式には「環境庁」である。1994年に政府部署組織改変によって「環境部」へと昇格した。

政府ならびに地方自治体は、事後処理的対応とはいえ、このように海洋環境改善事業に力を注ぐ一方で、地域経済振興のための沿岸域利用の需要は衰えることなく続いた。こうして、行政組織内部においても環境改善・環境復元と沿岸開発というふたつの価値の間で混乱した政策推進とならざるを得なかった。また、そのような行政機関に対して、開発計画に支障が出ては大きな損失をこうむる産業界、そして方や、馬山湾を一部企業の経済的利益のために死滅させてしまうことに猛烈に反対する市民・住民とその代弁者としての環境団体、この3者間のコンフリクト（摩擦・衝突）も激しさを増していった。その結果、沿岸域をいかに有効に管理すべきかという喫緊の課題に向き合うべきエネルギーはコンフリクトによって消耗し、馬山湾沿岸域のガバナンス力が落ちていった。

### ①-2. 沿岸汚染総量管理制の導入

2000年に入り、海洋水産省（当時）<sup>5</sup>は海洋汚染防止法<sup>6</sup>にもとづき、海域だけではなく、海域に影響を与える流域すべてを「馬山湾特別管理海域」として指定しなおし、その後2004年には政府省庁横断的に「馬山湾特別管理海域の管理に関する基本計画」を樹立した。この基本計画では、研究の結果、馬山湾の海域水質をCOD基準Ⅱ等級<sup>7</sup>に維持するためには、海域環境に流入する汚染物質を50%以上も削減しなければならないことが示された。

これ以上、下水処理の徹底と放流水の濃度基準による規制という事後処理的対応のみに頼ってはいけず、環境改善の実現は困難であることが明確になり、馬山湾の海域環境に影響を与えるすべての陸上水系を含めて、馬山湾の環境容量を超えて流入する汚染物質の絶対流入量自体を体系的に管理していく制度として「沿岸汚染総量管理制度」の導入が検討されていった。

2004年12月には「馬山湾特別管理海域の管理に関する基本計画」に「汚染総量管理制」の導入と施行が明示され、さらに、2005年3月、政府の業務報告の際に大統領から、陸上起因汚染物質の海洋排出に関して関係省庁と協議して海洋汚染管理システムを構築するよう直接の指示が下った<sup>8</sup>。

### ①-3. 市民による環境活動の活性化と環境世論の成熟

1980年代からの急速な馬山湾沿岸の環境悪化とひきつづく90年代の継続した地域内でのコンフリクトの増加は、「環境市民」と呼びうるような環境保全を強く求める市民層をうみだした。市民による環境活動も活性化し、責任と能力を持つ環境団体も多数生まれてきた。また、こうした環境NPO、NGO、住民活動団体などが広く連携して馬山湾の再生にむけ大変能動的な活動を繰り広げ、

<sup>5</sup> 現在は、改組され国土海洋省（国土海洋部）となっている。

<sup>6</sup> 現在は、より統合的な海洋環境管理のために海洋汚染防止法は廃止され、海洋環境管理法に統合されている。現在、馬山湾民官産学協議会の設置・運営も含め、特別管理海域に関する法的根拠は海洋環境管理法にもとづいている。

<sup>7</sup> 当時も一貫して馬山湾の水質等級はⅢ等級であった。2008年に水質等級Ⅱ等級を示して環境改善の目に見える成果が現れた。海域の水質等級Ⅰ等級はCOD基準1mg/ℓ以下、Ⅱ等級はCOD基準2mg/ℓ以下、Ⅲ等級はCOD基準4mg/ℓ以下。韓国環境省 環境政策基本法施行令にもとづく。

<sup>8</sup> 「沿岸汚染総量管理政策について」, 国土海洋省海洋環境政策課, 2011.

市民の支持を集めていた<sup>9</sup>。

こうした市民と世論の成熟は、馬山湾に「沿岸汚染総量管理制度」を導入する上でおおきな追い風となった。

また、こうした世論や環境部門や地域の専門家・リーダーの存在を土台として、馬山湾地域では、2003年、すなわち沿岸汚染総量管理制度を導入する以前から「馬山湾沿岸汚染総量管理に関する基本計画」を樹立するために「馬山湾地域フォーラム」を組織し、運営してきた。この「馬山湾地域フォーラム」は、同様な問題を抱えて苦しむ他の地域に拡散させるためのモデルケースとして意識され、構築・運営してきたという。

このフォーラムには、政府の担当省庁の担当課、NPO・NGO・市民団体、地元産業界、地域の研究者・専門家、地域住民代表などが参加した。フォーラムの主要な狙いとしては、「馬山湾沿岸汚染総量管理に関する基本計画」が樹立された際に、①これまで地域で個別に取り組みられてきた環境改善のためのさまざまな努力を統合し、環境ガバナンスを強化すること、②利害関係者が自発的に参加し、協力と責任をたかめていけるパートナーシップを形成することを目的とした。

フォーラムを通じた討議の末に、その後の民官産学協議会の設立に大きくかかわってくる問題意識が提出された。その問題意識とは次のようなものである。

今後も継続して大きな埋立て開発計画をもつ馬山湾流域の地域社会では、経済成長か環境保全かという価値の対立は、現実的にかかなりの強度を持つ先鋭的な対立の要素をはらんでいる。よって、馬山湾流域の開発と利用行為などを調整しうる沿岸汚染総量管理制度が導入され、成功裏に定着し、さらにはその運用によって実効性を発揮するようになるためには、地域フォーラムのような開放的でゆるやかな議論の組織では機能を失くなる可能性が多分にある。

そうならないためには、地域フォーラムという位置づけの組織ではなく、もう一步進んだ形で「馬山湾の沿岸汚染総量管理に関する基本計画」の樹立プロセスに関与しうるようなより統合的な基本計画樹立体制を構築すべきであるという問題意識である。

こうした現実認識から、馬山湾における実践のプログラムであり、統合的沿岸域管理の成否をわける核心部分である馬山湾沿岸汚染総量管理に関する基本計画の策定過程にしっかりと民官産学協議会が位置づけられることとなったのである。

また、民官産学協議会については、「馬山湾特別管理海域民官産学協議会運営規定」（国土海洋省例規第8号）において大変緻密に制度的にも執行力を最大限担保するための運営規定が設けられており、世界的に見ても大変重要な試みであるといえる。

---

<sup>9</sup> 主要な環境団体や市民のネットワーク団体として馬山昌原環境運動連合、合浦湾再生市民協議会、馬山湾再生市民連合などがあげられる。「合浦湾（ハッポ湾）」は統一新羅時代から呼ばれていた馬山湾の古名である。馬山湾再生を進めるのに、行政も馬山市、昌原市、鎮海市に分かれており、さらに民間においても多様な主体がかかわらなければならない課題であることから、海が清らかであった時代の古名で、かつ、地域が分化する前に共通の財産としてみな呼んでいた「合浦湾（ハッポ湾）」という名を象徴として押し出すブランド戦略があるという。

#### ①-4. 馬山湾特別管理海域民官産学協議会の設置と機能・位置づけ

2005年12月、以後「馬山湾沿岸汚染総量管理計画」を策定し、実行していく組織の体制が整備された。「馬山湾管理委員会」が最終的な計画決定機関として組織され<sup>10</sup>、同委員会が審議・議決するのを事務的に支援するために「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」が国土海洋部例規にもとづいて法定機関として位置づけられ、組織された。また、計画を策定し、施行し、また、結果を分析・評価するために、技術的・専門的・科学的な知見が頻繁に必要とされる。そのような事案について専門家の立場から技術的に調査・検討し民官産学協議会に知見を回付する「調査・研究班」が設置されている。

筆者の調査の過程で、関係者たちはこの制度の導入はまさに馬山湾を「死んでしまった海」としないための最後の挑戦であったと述懐していたが、近年は馬山湾におけるこのシステムが大変良好なパフォーマンスを見せ、目に見えて環境が改善し、市民意識や地域パートナーシップなど全体的なガバナンスが強化されていることが評価され、国際的にも注目を集め始めている<sup>11, 12</sup>。

「馬山湾管理委員会」は、国土海洋省次官を委員長とし、沿岸汚染管理基本計画について審議・議決を行い国土海洋省長官に提出し、また、その履行について評価する最終的な権限を持つ。しかしながら、このチャレンジングな馬山湾沿岸汚染総量管理制度を定着させ、わずか3年で目を見張るべき成果をあげている根幹は、なんといっても民官産学協議会の組織デザインにあると評価できるだろう。

以下、「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」に焦点を当てながら、馬山湾沿岸汚染総量管理計画の策定・施行にいたるプロセスについて整理する（次頁図6を参照）。

---

<sup>10</sup> 馬山湾管理委員会は「馬山湾管理委員会の構成および運営に関する規定」（国務総理訓令第473号 2005.11.3）にもとづいて設置されている。同規定にもとづいて、組織の構成は次のようになっている。

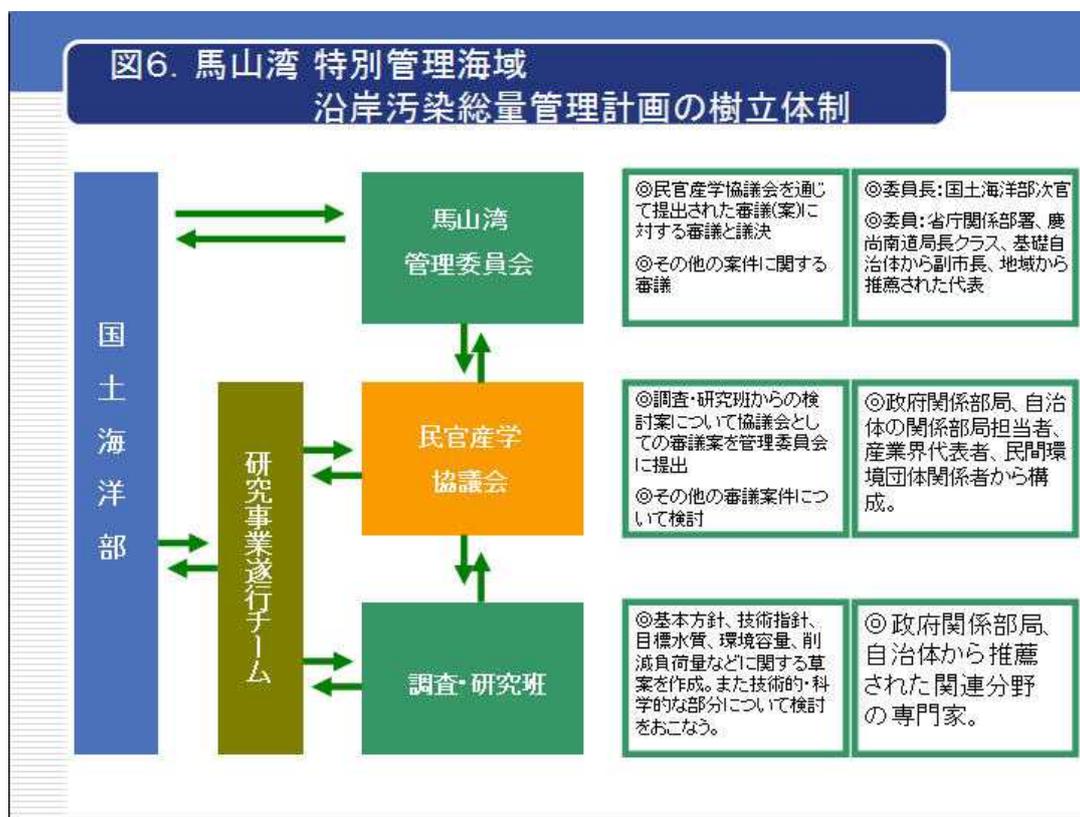
国土海洋省次官が委員長となり、国土海洋省海洋政策局長が副委員長をつとめ、委員は以下のような構成となっている。中央省庁からは国務総理室、企画財政省、環境省、国土海洋省、消防防災庁から局長クラスの公務員のうち当該省庁の長が指名する者。地方自治体からは、慶尚南道庁の担当局長、馬山市・昌原市・鎮海市の各副市長、次に、産業界からは馬山市・昌原市・鎮海市の各地域において産業界を代表する者を各市長の推薦によって国土海洋省長官がそれぞれ委員として委嘱し、環境団体からも同様に3つの市からそれぞれ環境分野の団体の会員であり水質などの環境分野の学識と経験が豊かな者を各市長の推薦によって国土海洋省長官がそれぞれ委員として委嘱することと定められている。事務局は国土海洋省担当課に置くこととなっている。

<sup>11</sup> 2009年4月には、アメリカ国立海洋大気圏局（NOAA、National Oceanic and Atmospheric Administration）の一行が民官産学協議会ならびに昌原市を訪問。馬山湾周辺の3市とNOAAが業務協力を推進するためのMOU（業務協力協定）締結が進められている。アメリカ合衆国東海岸首都ワシントンD.C.の東にあるチェサピーク湾（Chesapeake Bay）との連携が念頭にあるようである。同湾にはポトマック川（Potomac River）やサスケハナ川（w:Susquehanna River）などが流れ込み、沿岸にはボルチモアやノーフォークなどの都市が位置する地形形状大変閉鎖性の高い湾構造となっている。

こうした環境改善のための閉鎖性海域協力なども今後世界的に進展の可能性があると見える。

<sup>12</sup> 2010年10月には、国連環境計画公認によってシカゴで開催されたIALC(The International Awards for Liveable Communities)において、「世界でもっとも暮らしやすい都市大賞(LivCom Awards)」において、銀賞を受賞。IALCには、毎年300以上の都市が参加して競われる。絶対評価であるため2010年大会では金賞を受賞した都市はなく、統合昌原市が世界で最も暮らしやすい都市のひとつとして認められたことになる。

計画の樹立等に関して、審議して最終的に決定するのは「馬山湾管理委員会」である。「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」は、この「馬山湾管理委員会」の審議を「実務的に支援する」ことを中心的な目的とした組織であるが、計画の根幹、計画実現のための施行計画、施行計画に反映される排出汚染物質の削減量割り当て、割り当てられた削減を実現するための手段と方法の開発と採択、施行計画の成果を科学的に評価し次の計画へと反映させることなど、沿岸汚染総量管理制度に実効力を持たせて魂を入れるために必要なほぼすべての事項に関して地域社会の利害当事者たちの意見表明と収斂のプロセスがほぼすべて「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」において完結していると評価してよい。もちろん、こうして「馬山湾管理委員会」に提出された審議案を審議し、決定するのは国土海洋省次官を委員長として国土海洋省長官のもとに組織された「馬山湾管理委員会」である。



また、その運営規定においては、「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」で表明された少数意見はかならず明記して「馬山湾管理委員会」に提出しなければならないこととなっており、この制度が最大限効果を発揮するために微にいり細にいり運営規定において規定されている。以下、「馬山湾特別管理海域民官産学協議会運営規定（国土海洋省例規第8号）」にもとづいて、重要なポイントを整理した。

### **民官産学協議会の機能**

1. 馬山湾沿岸汚染総量管理制の施行に関連する事項の協議と調整
  - イ. 海域の水質環境目標の設定
  - ロ. 小流域別・自治体別の汚染負荷量の割り当て
  - ハ. 小流域別・自治体別の削減量の算出
  - ニ. 削減方法の決定など
  - ホ. その他、協議会で調整が必要な事項
2. 馬山湾管理委員会の審議・調整機能の支援
- 3. 特別管理海域管理力量の向上に向けた独自の教育・広報事業**
4. その他、協議会委員長が、調整が必要であると認めた事項

### **民官産学協議会の構成**

- ◎委員長、副委員長各 1 名を含む 25 名以内の委員によって構成し、委員長・副委員長は委員の中から互選する。
- ◎委員は以下の条件に該当する者のうちから関係機関の推薦を受け、国土海洋省長官が委嘱する。
  - \* 水質および海域管理に関連する業務に従事する関係政府機関、地方自治団体の 5 級以上の公務員。ただし、馬山湾流域内の自治体である慶尚南道庁、馬山市庁、昌原市庁、鎮海市庁からの委員は海洋水産業務と水質管理業務を担当する者それぞれ 1 名を委員とする
  - \* 大学において水質および海域管理関連分野について研究・講義をする専任講師以上の教員
  - \* 企業または産業界の関連機関・団体において 3 年以上在職した者のうち、環境関連業務を担当する者
  - \* 地域社会において 3 年以上環境団体で活動した者のうち、水質および海洋環境保全について担当する者

### **任期・事務局・参観人・財政**

- ◎任期：公務員でないものの任期は 2 年とし、再任が可能
- ◎事務局：事務局は協議会委員長を補佐し、協議会の運営に必要な諸般の実務事項を担当する。  
国土海洋省沿岸汚染総量管理担当部署を協議会事務局とするが、協議会の円滑な運営を目的として専門研究機関に事務局業務を委託することができる。
- ◎その他にも、利害当事者の「参観人」としての協議会参加や協議会の業務に随伴する調査活動、技術的学問的専門事項に関する委員もしくは「調査・研究班」への検討指示権、外部への意思表示・広報決定の手続き事項、協議会の活動・運営のための財政的裏づけなどについて詳細に規定されている。

システムとして大変よく検討されており、この挑戦的なシステムによって統合的沿岸域管理を成功させるための試行錯誤と議論の蓄積をこの運営規定に垣間見ることができる。2005 年 12 月に「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」が組織されてからわずか 5 年、2008 年 2 月に実行計画である「馬山湾沿岸汚染総量管理に関する基本計画」が樹立されてからわずか 3 年の間に急速に地域利害当事者たちのパートナーシップを築き、「沿岸域汚染総量管理」という一般の市民や事業者

たちからすれば抽象度の高い「よくわからない」制度について認知度を上げ、その力を継続して向上させるためにさまざまな市民参加の取り組みを精力的に展開してきた。2008年には水質等級COD基準Ⅱ等級を示し（図3-2-4-3）、川には魚が戻り、干潟では絶滅危機種の赤足アオテガニの生息が確認されるなど、地域の利害当事者たちの感慨もひとしおだという。

さらに、これだけの成果をあげつつけている「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」の活動を分析する中で、ICC活動の特徴を深く理解し、大変有効に利用しているという点を指摘することができる。とりわけ、地域の市民・事業者そして公務員たちに対して「沿岸域汚染総量管理制度」についての理解と認知・支持を得るためにICCの活動を大変上手に位置づけ、活用している。さらに、地域利害当事者間のパートナーシップを強化する上でもICC活動の心理的効果を確認することができる。

民官産学協議会の機能の「3. 特別管理海域管理力量の向上に向けた独自の教育・広報事業」においてICC活動を最大限利用しているといえる。これらの点については、以下の項目で詳述することとする。

表3-2-4-3 馬山湾特別管理海域沿岸汚染総量管理制度関連年表

<b>【主要年表】</b>	
2004年 12月	「馬山湾特別管理基本計画」に『汚染総量管理制』の導入・施行することを明示
2005年 3月	汚染総量管理制導入を大統領が直接指示
2005年 10月	「沿岸汚染総量管理基本方針」を制定
2005年 12月	「馬山湾管理委員会」、「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」を構成・運営開始
2006年 7月	「沿岸汚染総量管理の技術指針」を制定
2008年 2月	「馬山湾沿岸汚染総量管理に関する基本計画」を樹立
2008年 10月	基本計画にもとづく各施行庁別の施行計画を承認
2009年 1月	施行庁別の履行評価指針を策定（国土海洋省告示第2009-76号）および施行庁別の報告書を作成
2009年 5月	馬山湾特別管理海域沿岸汚染総量管理の各施行庁別の履行評価を実施
<b>【備考】</b>	
馬山湾特別管理海域沿岸汚染総量管理においては2011年度まではCODを対象とした管理を実施するが、2012年度から2016年度までの第二段階の計画ではCODに加え、全燐（TP）まで汚染総量管理の対象物質を拡大する計画である。	

※国土海洋省海洋環境政策課 沿岸汚染総量管理制策資料、2011.より作成

## ②活動の経緯～民官産学協議会は ICC 活動をどのように活用して取り組んだのか

民官産学協議会の活動を分析すると、ICC の活動を通じていくつかの狙いあるいは効果について抽出することができる。以下、わが国の各地域での展開の上でも重要であると思われる点について整理した。

### ②-1. 漂流漂着ごみは「フラッグシップ(Flagship)種？」

生物多様性の活動領域において用いられる概念の中に「フラッグシップ種 (flagship species)」という概念がある。「象徴種」「旗艦種」などとも訳されることがあるが、生態学的な意味よりも例えばジャイアントパンダのように一般的に人々から人気の高い種、象徴性を持った種を表す概念である。そういった種がもつ多くの人々の耳目を集める力、象徴として心理に与える強いイメージを活用することで、さまざまな社会的資源を問題解決に向ける事ができる。

「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」の場合、点源汚染としての各産業施設だけではなく大都市である統合「昌原市」の市民生活に起因する汚染として非点源汚染としての生活排水問題も大きな課題となっている。一人ひとりの市民や事業者が適正な処理システムの中で汚染物質の処理を行うという、人々の意識と生活行動のパターンを変化させていかなければならない。また、汚染物質の不法投棄などについても既存の罰則のみではなく、市民的な監視という不法投棄を許さない「世の中の雰囲気」を醸成することも大きな課題である。また、流域自治体で推進する政策について事業者ならびに市民・住民の支持を得るためにも理解を深めてもらうことが何よりも必要である。

しかしながら COD (化学的酸素要求量) という概念は抽象度が高く、また、目に見ることも難しい。このようなことから、抽象的な対象にどのように取り組むかについて一般市民、生活者の心情から言えば、「即座にピンときにくい」のである。

そこで、「漂流漂着ごみ」問題を十二分に活用してきたのである。多くの環境問題が存在する中で、人間活動における不適切な処理の仕方によって汚染が深刻化すると同時に、汚染後は汚染物質が移動・拡散し、拡散した後は財政的にも事後処理に多くの費用と困難を抱える。その一方で、一人ひとりの認識とちょっとした行動を改めることで改善が期待される。さらに、水辺という場所の象徴性、水辺の動植物など自然の象徴性を人々に訴えることができる。まさに、漂流漂着ごみ問題に、人間活動に起因して水辺を通して拡大する非点源汚染に取り組む上で「フラッグシップ(Flagship)種」の役割を担わせているのである。

加えて、ICC の活動は単なる回収処理ではなく、若干の危険物等の取り扱いに関する基準さえ徹底すれば、①こどもでも、お年寄りでも、世代を超えて簡単に参加できる活動であり、②参加した市民自らが、原因となった人間活動を推定し、環境的な脆弱性をもつ都市のポイントについて推定することが可能であり、そこから③対策について思いをめぐらすことまで可能な活動なのである。そして行政や企業からの支援や後押し、参加と協働によって活動を拡充することが比較的容易である。民官産学協議会は、こうした ICC の特性を理解しながら定期的なモニタリングを実施しており、また、5月の海の日を頂点とした持続的イベント、秋の国際海岸クリーンアップの年間2度、大々的なキャンペーンをおこない、おおくの市民の参加、市民への働きかけを行っているのである。

本調査のメインのテーマではないため簡単に付言するが、漂着ゴミ問題は象徴的な問題であって、危険性がないということではない。漂流漂着するプラスチックごみが破片化し、紫外線その他の影響によって微細化してプランクトン程度の大きさとなり、生物が誤飲している事実があり、また、そのように長期にわたって漂流したプラスチックごみが毒性の物質を吸着させるという実証研究もおこなわれている。海洋ごみそのものに対する対策が遅れ、実際の人体への健康被害が実証されてからでは遅いという危機感を表明する専門家も存在するということが念頭に置いておく必要があるだろう。

## ②-2. ICC 活動を象徴化して市民の環境意識に訴える

沿岸域汚染総量管理制導入のモデル地域であるというところから全国のマスコミからの注目度が相対的に高いとはいうものの、地域の放送局・新聞社・ラジオを巻き込んだ公益放送プログラムにおいても、民官産学協議会の活動はたくさん取り上げられている。企業とタイアップした公共 CM も放映している。

その映像内容を分析した場合にも、やはり象徴としてとりあげられるのは、ICC の活動に汗を流す市民・企業従業員・公務員たちという絵であり、クリーンアップのビフォー・アフターの見違えるようなシーンであり、あわせて、原因行動に対する言及がつづく。そうした象徴的イメージで問題を伝達したのちに馬山湾の水質を改善し、ふたたび子どもたちに海水浴のできる馬山湾を残そうというビジョンが語りかけられる。ほかにもゴミによる生物被害のシーンや水質改善による自然の復元、魚が川に戻ってきた、などの事実が差し込まれるが、伝達するイメージの基本構成は上記のとおりである。

また、こうした努力や働きかけは、マスコミの作り手であるジャーナリストたちの意識にも確実に変化を与えていることが見て取れる。問題の改善のためには、全国で放送されることよりも、地域社会での公衆波放送などの影響力は大変重要な影響があるが、海の日や秋の ICC のたびごとに地元マスコミではかならず様々な側面から取り上げられるようになってきていることが見て取れる。

地元 MBC テレビを中心に放送された公益広告については、以下から参照することができる。

参考 URL :

[http://www.happobay.org/board/board\\_read.html?board\\_code=16&cate\\_code=&cont\\_code=109&cont\\_sort=0001&now\\_page=1&sword=&bsearch=\)](http://www.happobay.org/board/board_read.html?board_code=16&cate_code=&cont_code=109&cont_sort=0001&now_page=1&sword=&bsearch=)

### (3) ICCの活用についての具体的な内容

#### ①海岸漂着ごみ調査活動の範囲、規模

##### ①-1. ICC キャンペーンにおける範囲および規模

秋の ICC キャンペーン時に展開。

##### 【2010 年秋の ICC 活動】

開催日：2010 年 9 月 16 日

国際海岸クリーンアップの日の馬山地域イベントは、韓国に ICC が導入されて 10 周年を向かえ、もっとも注目を受けている馬山地域で記念式典が合わせて開催された。

会場：ICC の活動会場はサンホ川下流、鳳岩干潟、鳳岩橋下の潮間帯、サンギ海岸一帯。

結果：11,120 個、4211.1 キログラム（100 リッター基準の袋換算で 393 袋）のゴミを回収した。

参加者：市民、学生、企業参加者、公務員、海軍軍人たち、300 名程度が参加。

結果については、韓国の ICC ナショナルコーディネーターをつとめる NGO・OSEAN（オーシャン）に集められ、全国の値が整理される。



ICC展開前の事前研修プログラムの様子



サムホ川で回収されたゴミ



馬山湾で開催された韓国ICC10周年記念式



サンキ海岸会場の参加者たち



水中のICC活動の様子

## ①-2. 国家海洋ごみモニタリングの一環として行われる定点モニタリング

国土海洋部が全国で実施している「国家海洋ごみモニタリング」の一環として実施されている定点モニタリングには、毎回、家族づれ、大学生、地元企業などから様々な階層の人々が参加する。

開催日：奇数月ごとに年間6回、鳳岩干潟において定点モニタリングが実施されている。

定点モニタリング会場：鳳岩干潟の5メートル×100メートルの調査区間を設けて実施。



鳳岩干潟定点モニタリングを実施した「底性生物水質水鳥植物モニタリング団」の小学生

参加者：慶南大学大学生、水質調査隊の小中学生、一般市民の家族連れ、馬昌鎮環境運動連合会員、企業参加としてスターバックス昌原店のスタッフらが参加。

結果：結果については、韓国のICC ナショナルコーディネーターをつとめる NGO・OSEAN（オーシャン）に集められ、全国の値が整理・分析される。



定点モニタリングに参加したスターバックス昌原店のスタッフ



調査カードへの記入の様子

### ①-3. 海の日週間イベントの一環として実施するクリーンアップ

開催日：2010年5月28日

参加者：企業から斗山重工業、斗山 DST、ポスコ特殊鋼、STX エンジン、サムスン テックワン、スターバックスが参加。慶南大学ボランティアセンターを通じて大学生、様々な環境団体など民間から 400 名が参加。馬山地方海洋港湾庁ならびに馬山市、昌原市、鎮海市の 3 自治体と協働して 3 市から馬山湾に流入する河川などを中心に 7 ヶ所でクリーンアップを実施。



水中からはタイヤ小型エンジンなどが

成果：水中から漁具、タイヤ、生活ゴミ、釣り道具、スチロール、ビニールなど 5 トンと回収。河川べりと海岸から 100 リットルのごみ袋 270 個分のごみを回収した。大量であったにもかかわらず、事前のモニタリング研修によって安全に活動を終了し、ゴミの発生量と種類についてモニタリングを行った。



斗山重工業からはゴミ回収のために  
重装備を支援してくれました



2010年海の日記念クリーンアップ活動  
キサン洞会場での参加者集合写真



岸壁には釣り糸など釣りのゴミがびっしり  
釣り人たちへの教育や告知が必要と指摘された

#### ①-4. その他のクリーンアップ

韓国では、雨季が終わった後に集中的に海洋ごみの回収事業を政府レベルで行う。国土海洋省から海洋環境管理公団への委託事業としておこなわれる。この際に一部会場では不定期に大学生などボランティアも支援をおこなってクリーンアップに参加している。

## ②成果の共有及び発信の方法

前記、4つのカテゴリーのそれぞれのクリーンアップごとに、地元のマスコミを通じて、大々的にキャンペーンが展開される。

新聞掲載記事 2008～1009		
❖ 新聞媒体		
実施日	マスコミ	タイトル
2008.08.19	連合ニュース	慶南道, “国際沿岸クリーンアップ” 海の大掃除
2008.10.14	連合ニュース	馬山湾 ‘沿岸汚染 総量管理制’ 全国で初めて実施
2008.10.15	中央日報	馬山湾 ‘沿岸汚染 総量管理制’ 導入
2009.03.10	ハンギョレ	馬山湾が生き返る
2009.03.11	カットニュース	馬山湾の生命力を探しています
2009.04.24	CNBニュース	馬山湾に生態復元 葦を植える
2009.05.22	慶南道民日報	馬山湾 再生 ‘海の日’ イベント
2009.08.14	カットニュース	馬山湾に 絶滅危機種の赤足アオテガニの生息が確認
2009.09.21	慶南新聞	“きれいな馬山湾, 市民の手でつくりましょう” 馬山湾再生市民連合, 沿岸クリーンアップの日海岸清掃

また、回収したごみの結果データについては、韓国の ICC ナショナルコーディネーターである NGO・OSEAN を通じて集計・整理・分析され、政府関係機関とも共有される。国家海洋ごみモニタリングの結果については、国土海洋省の事業として実施されており、NGO・CEAN により集計・整理・分析されている。

## 地元放送局を通じたキャンペーンCM

❖ 地上波 TV 公益キャンペーンCM

- 実施日 : 2008年 5月 01日から (3回/1日)
- 媒体 : 馬山MBCテレビ (40~60秒)
- 内容 : 沿岸汚染総量管理制の広報, 民官産学協議会の活動広報

2008年 キャンペーン

2009年 キャンペーン

### ③対策に向けた行動など

韓国の場合、漂流漂着ごみに関して、回収処理の事後処理については、法制度的に環境省と国土海洋省によって整備されており、その点については取り立てた新しい対策は必要ない。しかしながら、回収処理費用を低減させていくために河川流域管理という概念のもとに試行錯誤が続けられている。

また、馬山湾流域の場合、漂流漂着ごみ問題にとどまらない沿岸域汚染総量管理制度によって馬山湾の再生という目標に向けて継続して漂流漂着ごみ問題の活用と対策に取り組んでいる。

## (4) 主催団体等と地方公共団体との関係について

「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」自体の構成の中に行政機関代表のみではなく、産業界の代表、政府の代表も属しており、目標を達成するために様々な資源を効率的に配分することができている。

民官産学協議会の活動を分析した場合、まず、第一に、馬山湾の問題について事前予防体制を強化した環境対策の中で漂流漂着ごみ問題を位置づけるという原則が大変重要なポイントだったと評価できる。

抽象的な概念として事後処理的対応から事前予防へという議論は多くの関係者の念頭にあるが、漂流漂着ごみ問題を目の当たりにしたときに、どうしても私たちの思考の枠組み自体が事後処理的対応の鋳型にこの問題を流し込み、回収処理の財源問題に縛られるというパターンに陥っていないだろうか？

第二に、漂流漂着ごみ問題は上手な利用の仕方によって、地域の全体的な環境ガバナンスを高め、地域課題を解決する力量を向上させ、また、あらたな社会的資源を集めてくる媒介物として位置づけているという点である。これはあまたある環境問題のうち、漂流漂着ごみ問題が持つ特徴のひとつなのであるが、この問題に関しては、敵対する「敵」がないのである。行政であれ、産業界であれ、環境団体であれ、地域住民、利害当事者すべてにとって漂流漂着ごみ問題を解消することはメリットとなるのである。民官産学協議会の例で言えば、利害当事者たちが協議会のメンバーとしてともに活動していることで、各利害当事者とも市民からの世論的な次元での支持を得ている。こうした世論の支持は、ガバナンスの強化という意味で大変重要な要素である。

第三に、実際に ICC 活動を通じて、現場で汗を流すことで、産業界代表も、行政機関代表も、環境団体、住民団体の代表もみなが人間的な紐帯、きずなといえるような共感帯が形成される。このことは、パートナーシップのもとに限られた資源を適正に配分したり、協力をする上で目には見えないが大変重要な心理的要素となっている。民官産学協議会の場合には、利害当事者間で、依然残る沿岸域の埋め立て開発問題については、大変な価値観の相違が存在する。しかしながら、ICC の活動をともにとりくむ意思疎通のできるパートナーシップは、この未解決の問題に関してもよりよい合意に到達する希望となっていると考える。

第四に、統合的な (Integrated) 沿岸域管理を目的とした民官産学協議会のあり方は、地域の自然環境という共有資源 (共有財) を管理する上で大変貴重な成功例であると評価できる。わが国の地域社会が、漂流漂着ごみに苦しめられるだけでなく、漂流漂着問題を利用してあらたな

参加型の統合的な管理システムを構築しうる可能性があるのではないだろうか？「ピンチはチャンス」なのだということを、筆者もあらためて本事例から学んだ気がする<sup>13</sup>。また、民官産学協議会の運用規定は馬山湾流域における試行錯誤の結果である分、大変重要な示唆点を多く含んだかなり完成度の高い新しいガバナンスの仕組みであるといえる。

第五に、漂流漂着ごみを含む環境問題への統合的なガバナンス体制を組むことは、都市のブランディングにとって、決してマイナスの要素ではないという点である。統合「昌原市」は、こうしたみずからの地域のかかえる問題を、それに取り組むビジョンとシステムを前面に出すことで、環境観光都市としてのアピールに活用している。青い海を取り戻すために力を合わせるというコミュニティの力ならびに行政機関の政策ビジョンの中にきれいにはめ込みながら、沿岸域総量管理制や、ICC という斬新だがシンプルな政策志向的な活動の良さを都市ブランディング活動の中に適切に取り入れている。実際に、前述したように、世界で最も暮らしやすい都市として「LivCom Awards」を受賞したり、2012年には「東アジア海洋会議（EAS Congress）」の誘致にも成功している。

第六に、これまで前述してきた活動と成果を出してきた民官産学協議会は、法定機構であるという点は大変重要である。財政的には完全に政府が責任を持ち、安定的な基盤の中で大胆な挑戦を展開しているのである。この馬山湾のモデルは、現在、韓国において、他の地域に適用され、成果を着々と生み出しつつある。

---

<sup>13</sup> 「馬山湾特別管理海域民官産学協議会」の事例は、河川や湖沼・海岸などの共有資源管理に関して、2009年度にノーベル経済学賞を受賞したインディアナ州立大学のエリノア・オストロム(Elinor Ostrom)教授の共有資源(common-pool resources)のガバナンスの問題に関するひとつの実践的な解答だといえる。Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action (Political Economy of Institutions and Decisions), 1990, Elinor Ostrom, Cambridge University Press.

国土海洋部訓令 183 号

## 馬山湾特別管理海域における沿岸汚染総量管理制と 他の関連計画の間の関係業務処理ガイドライン

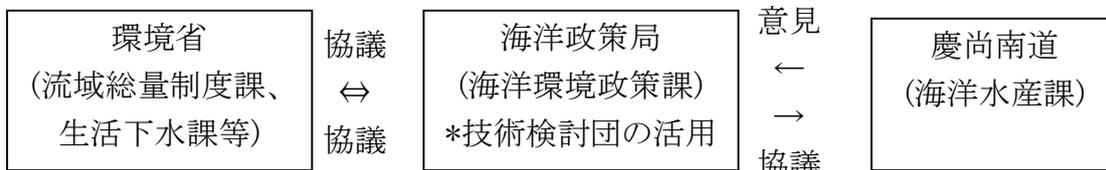
### 1.背景

□馬山湾特別管理海域の目標水質を達成・維持するため、沿岸汚染総量管理制の役割を定める必要がある

- 馬山湾沿岸汚染総量管理制の施行地域における下水道整備基本計画の承認(変更)、事前環境性の検討および環境影響評価協議など、関係法令にもとづく環境性検討協議の際に、沿岸汚染総量管理制と関係して検討することができるように機関別の役割を整理、分担して業務処理の手順を整理する

## 2.沿岸汚染総量管理制の関連事項の検討手順

### イ. 沿岸汚染総量管理制に関連する業務処理のフロー図(総括)



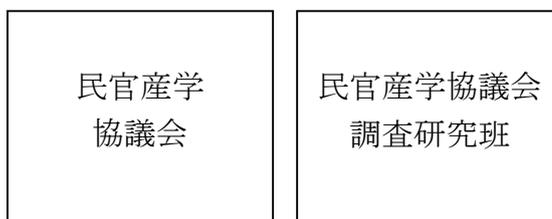
(検討を指示) ↓ ↑ (意見を提出) (検討の依頼) ↓ ↑ (意見を通知)



### ロ. 沿岸汚染総量管理制に関連する業務処理のフロー図(国土海洋省内)



(検討の依頼) ↓ ↑ (意見の提出)



### 3. 関連機関別の役割

#### イ. 国土海洋部(海洋政策局 海洋環境政策課)

- 馬山湾特別管理海域における沿岸汚染総量管理基本計画の承認およびその妥当性について総合的に検討
  - 基本計画および施行計画に対する技術的な検討
  - ※技術的な検討のために技術検討団を構成/運営することができる
- 慶尚南道と馬山湾沿岸汚染総量管理施行計画および履行評価に関連する協議
  - \*必要な場合には、地域利害関係者の意見を取りまとめるために民官産学協議会および調査研究班の協議を経る
- 馬山地方海洋港湾庁(海洋環境課)、技術検討団の意見を取りまとめる
- 下水道整備計画の樹立(変更)、下水処理計画、放流数水質基準など環境省との協議を経て措置事項を通知する

#### ロ. 慶尚南道(海洋水産課)

- 馬山湾特別管理海域における沿岸汚染総量管理施行計画の承認およびその妥当性について総合的に検討
- 国土海洋部と馬山湾沿岸汚染総量管理施行計画および履行評価に関連する協議
- 施行計画樹立機関(昌原市、馬山市、鎮海市)の施行計画の推進を検討する。また、それに関連する措置事項について協議

#### ハ. 馬山地方海洋港湾庁(海洋環境課)

- 総量制施行計画の細部の履行事項の検討/評価および環境性の検討などについて国土海洋部と協議

#### 4.沿岸汚染総量管理制に関連する海域の利用に関する協議手順

##### イ. 根拠

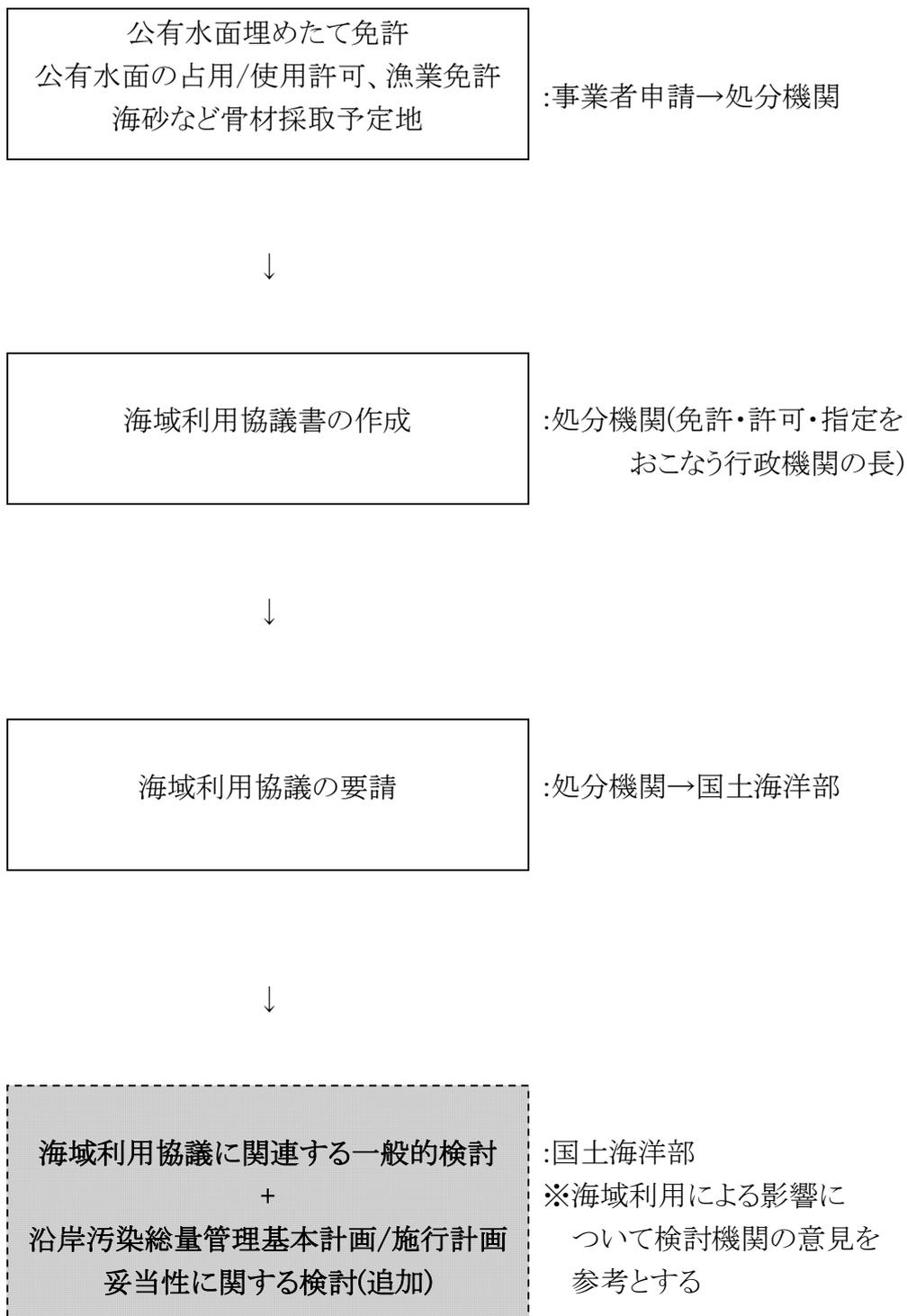
- 「海洋環境管理法」第 84 条および同法施行令第 61 条(海域利用協議)

##### ロ.海域利用協議対象

- 海域利用協議の対象となる事業が馬山湾沿岸汚染総量管理の対象区域に含まれる場合、海域利用に関する協議の際に、沿岸汚染総量管理基本計画および同施行計画の妥当性に対する技術的な検討を経ること

## ハ.海域利用協議の手順

### 【業務処理のフロー図】



↓

協議結果を通知する

:国土海洋部→承認機関の長

↓

海域利用協議に関する事後管理

:国土海洋部、承認機関の長

## 5.開発事業の管理、事前の環境性検討および環境影響評価との関係

### イ. 開発事業の範囲

- 馬山湾沿岸汚染総量管理対象区域の排出負荷量に対して影響を及ぼす可能性のある開発事業

- 国土の計画および利用に関する法律第 30 条にもとづく関係機関協議事業
- 農漁村整備法にもとづく農漁村生活環境改善事業(集合化された農漁村住宅、共同利用施設などをそなえた新しい農漁村共同体建設事業)
- 建築法にもとづく共同住宅(マンション)
- 上記の事業以外の事業で、環境政策基本法にもとづく事前環境性検討対象事業と環境/交通/災害等に関する影響評価法にもとづく評価対象事業

- また、当該開発事業の前および後の排出負荷量に変動がないような事業、また、事業後に排出負荷量が減少するような事業の場合、および、環境基礎施設など汚染物質削減施設であったとしても沿岸汚染総量管理計画(基本計画および施行計画)に含めなければならない

-事業実施にともなう排出負荷量の算定が妥当性を持っているか否かについては、必ず海洋政策局海洋環境政策課の検討を経て、その妥当性が認められなければならない。

※開発事業の排出負荷量は、点汚染源と非点汚染源の合計を少数点第二位で四捨五入し、その合計が0.05kg/日未満である場合には“0”と記載して排出負荷量には変動がなかったものと見なすが、海洋環境政策課の技術検討を経てその妥当性が認められなければならない。

## ロ.沿岸汚染総量に関連する開発事業の管理について

- 都市管理計画など開発事業に関する環境性の検討をおこなう場合、沿岸汚染総量制と関係させることが必要である

ただし、具体的な開発計画が存在しない行政計画であるため排出負荷量の算定が困難であり、事業実施の際に事前の環境性検討または環境影響評価を別途に実施する事業については、総量管理計画(基本計画および施行計画)において開発計画負荷量の割当てを受けなければ事業を推進することができないことを条件に協議をおこなう。

- 施行計画が反映されているか否かにもとづいて、検討・協議をおこなうこととするが、施行計画が反映されていない開発事業に対しては当該の地方自治体が施行計画を変更し、反映した後に協議するように措置する。

### (1)沿岸汚染総量管理施行計画の承認('08.10.8)および変更承認後

- 環境性の検討を実施する際に、沿岸汚染総量管理基本計画および施行計画に適合しているか否かについて確認する。

-“沿岸汚染総量管理施行計画における割当負荷量の範囲内で推進する”という地方自治体の沿岸汚染総量管理担当部署の適合性に関する検討意見書を添付する。内容が満たない場合には備えるべき書類が不備として検討を措置する。

例)沿岸汚染総量管理制開発事業目録などを確認

- 基本計画および施行計画の開発計画目録に記載されている事業の場合、施行計画に反映されている当該開発事業に対する割当負荷量とその妥当性について

## 検討

- 個別の開発事業に割り当てられた負荷量を超過したり開発事業目録にない場合には、各事業間の割当負荷量を調整するなど、先に施行計画の変更申請をおこなった後に、環境性の検討および評価協議を受けるよう措置する。
  - ただし、開発事業の目録にない事業であっても、当該沿岸汚染総量管理対象区域内の自治体の首長が施行計画の開発事業目録を調整し、当該開発事業に負荷量を割り当てて個別の事業間で負荷量の調整をおこなった内訳を添付する場合には、当該年度の履行評価書の提出期限までに調整の内訳に対する変更承認申請をおこなうことを条件に協議する。
  
- 沿岸汚染総量管理施行計画の履行評価の結果割り当てられた負荷量を超過する場合には、開発計画に連動して目録および開発事業の割当量を調整し、施行計画について変更承認をうけた後に、開発事業目録および割当量にもとづいて協議措置をおこなう。
  
- 履行評価の結果、余裕負荷量がある場合に、この余裕負荷量を開発計画負荷量として活用するためには、施行計画の変更を先行しておこなわなければならない。
  - 履行評価の結果にもとづいて開発および削減事業の資料を土台に施行計画の変更承認を受けるように措置して施行計画の変更・承認にもとづいて施行計画の開発事業目録および反映された開発計画割当量にもとづいて協議を実施する。

## (2)沿岸汚染総量管理施行計画の変更・承認・移転

- 沿岸汚染総量管理対象区域内の自治体別の割当て負荷量が遵守されているか否かについて検討し、割当負荷量の範囲内で開発事業を検討・協議する。
  - 施行計画の開発事業目録に反映することを条件に協議

### ①沿岸汚染総量管理基本計画とその妥当性の確認

- 沿岸汚染総量管理の単位区域内の自治体の開発割当負荷量の範囲が妥当性を有するか否かについて、自治体の検討書類を確認する。また、地方自治体における検討内容が存在しない場合には、備えるべき書類の不備として検討する。  
※自治体の検討書は「開発割当て負荷量の累積管理台帳」によって確認する。

②自治体の検討内容が適正な場合、割り当てられた排出負荷量を遵守することを条件に協議し、意見提示をおこない、負荷量の累積を管理する。

③自治体の検討内容が不適切な場合

- 沿岸汚染総量管理基本計画に、単位区域内の自治体の開発割当て負荷量を超過する場合は、汚染物質の追加削減計画を樹立して施行計画を樹立するよう規定。

#### ハ.第2段階(2012～2016)および第2段階以後に完工する事業についての協議方向

- 第2段階の総量管理基本計画が樹立される前までは、第1段階の地域開発割当て負荷量の80%範囲内で検討し実施すること。
- 環境性の検討をおこなう際、第1段階の地域開発割当て負荷量の80%の範囲内であるか否かについて検討することができるよう、第2段階および第2段階以後に完工する事業について累積管理台帳を確認して検討をおこなう。
  - 地域開発割当て負荷量の80%を超過する場合には、当該開発事業に対する削減計画、第2段階および第2段階以後の総量管理計画期間中の目標水質達成の実現可能性について検討して措置する。
  - 単位開発事業に対して段階別にこれを区分し、事業計画書を提出する際にはこの段階別事業についてそれぞれ目標水質が達成しうる範囲内において検討しうる。

#### ニ.環境性検討など協議業務処理市注意事項

- 沿岸汚染総量管理対象地域内の環境性の検討については、第一義的に開発割当て負荷量および施行計画に反映されている開発事業に限って検討することが可能である。
- 環境性の検討および評価に関する協議の際に、総量制と適合しているか否かについて検討することと定められているため、市または郡の総量管理担当部署の意見が欠落している場合には、備えるべき書類の不備として検討し、施行計画の変

更、開発割当負荷量の調整などの手順を先行しておこなった後に協議を進めるように措置する。

## 6.沿岸汚染総量管理の履行評価

- 別途ガイドラインとして樹立する

- ※履行評価指針を告示する予定('09.3)

## 7.行政事項

- 「開発の割当て負荷量の累積管理台帳」作成の際には、基本計画の承認以後に検討・協議した各種開発事業が欠落することのないよう検討しなければならない。

- 累積管理台帳に記載された対象事業のうち、基本計画の樹立基準年度(2005年)以後から基本計画の樹立('08.2.26)までの開発事業に関する累積管理については、基本計画に反映された開発事業のうちすでに認可/許可されて推進中であるかまたは完了した事業については反映することとする。

[添付 1]

開発割当て負荷量の累積管理台帳

□開発割当て負荷量の累積管理の現況

(単位:kg/日)

単位 区域	割当 日時	割当負荷量の使用内訳			累積 負荷量	残余 負荷量	備考
		事業名	位置	排出 負荷量			
〇〇市		割当 負荷量		100		100	
	'05.4.12	〇〇 事業	邑、面、 洞/里	5	5	95	
	'06.3.25	〇〇 事業	邑、面、 洞/里	15	20	80	

※馬山地方海洋環境庁は、配分計画のうち、すでに協議した事業、また、自ら運営した開発事業に対して累積管理台帳を作成・提出して累積的な管理を実施しなければならない。また、協議対象事業以外の開発事業が存在するため、四半期ごとに各四半期末を基準として、定期的に市/郡に確認して管理しなければならない。

(割当日時は、総量管理部署が負荷量を割当ててることを決定または協議した日とする)

## 〇〇市 事業別負荷量の算定内訳

(トン/日、kg/日)

事業名	事業の位置	事業面積	敷地化面積	着工年度	完工年度	発生下水水量	汚水処理方法	発生負荷量			排出負荷量			備考 (協議日)
								計	点	非点	計	点	非点	

注)敷地化面積:事業実施によって宅地、道路、駐車場等に転換される面積

備考:環境性の検討などの協議完了日

[参考 1]

開発事業にともなって発生および排出する  
負荷量の算定に関する案内

□ 排出負荷量の算定方法資料

- 「馬山湾特別管理海域における沿岸汚染総量管理技術指針(国土海洋部、2006.7)」にもとづいて算定する

□ 排出負荷量の算定に関する事前検討・協力機関の案内

- 開発事業により排出される負荷量についての正確な算定が困難な場合は、国土海洋部海洋環境政策課(技術検討団)に協力を依頼することで支援を受けることができる。

協力依頼をおこなう場合に必要な資料について

- 事業地域
- 開発事業の種類および規模(当該の土地についての事業前後の地目変更の内訳)
- 発生する汚水・廃水量および処理計画

# 馬山湾管理委員会の構成と運営に関する規定の一部改正

国務総理 訓令 534 号

## 1.改正の理由

政府組織法の改正にともなう政府省庁の統合、名称変更および海洋環境管理法の施行にともない海洋汚染防止法が廃止されることにもなつて「馬山湾管理委員会の構成および運営に対する規定」について整備をおこなう。

## 2.主要内容

- イ. 政府組織の改編にともない建設交通省を国土海洋省に、海洋水産省は削除、企画予算庁を企画財政省に、国務調整室を国務総理室に修正する。
- ロ.2008年1月20日の海洋環境管理法の施行にともない海洋汚染防止法を海洋環境管理法に修正する。

## 3.参考事項

- イ. 関係法令:馬山湾管理委員会の構成および運営に関する規定(国務総理訓令第473号、2005.11.23)
- ロ.新旧条文対応表
- ハ.規制審査:

## 国務総理 訓令 第 534 号

### 馬山湾管理委員会の構成および運営に関する規定

第 1 条(目的)「海洋環境管理法」によって特別管理海域として指定された馬山湾の海洋水質改善および海洋環境保全を目的とした馬山湾特別管理海域管理基本計画と沿岸汚染総量管理制の円滑な施行のために、国土海洋部長官所属のもとに馬山湾管理委員会をおく。

第 2 条(機能)馬山湾管理委員会(以下“委員会”という)は、次の事項について審議・調整をおこなう。

- 1.馬山湾特別管理海域(流域を含む。以下同じ)の海洋水質の改善および海洋環境の保全に関連する事項
- 2.馬山湾特別管理海域管理基本計画にもとづく海洋環境改善事業の施行に必要な事項および事業成果の評価
- 3.馬山湾沿岸汚染総量管理制の施行に関連する事項
- 4.その他、馬山湾の海洋環境改善に関連して委員長が必要だと認める事項

第 3 条(構成)①委員会は委員長 1 人、副委員長 1 人および 20 人以内の委員から構成する。

②委員長は国土海洋部第 2 次官が務め、副委員長は国土海洋部海洋政策局長が務め、委員は次の各号に定める者からなる。

- 1.次の各項の行政機関の局長級公務員のうちから当該機関の長が指名する者
  - イ. 国務総理室
  - ロ. 企画財政省
  - ハ. 環境省

ニ.国土海洋省  
ホ.消防防災庁

2.慶尚南道 担当局長

3.昌原市・馬山市および鎮海市の副市長

4.昌原市・馬山市および鎮海市に所在する事業所を運営する者のうち、昌原市・馬山市および鎮海市の長の推薦によって国土海洋部長官が委嘱した者各 1 人

5.昌原市・馬山市および鎮海市に所在する環境分野団体の会員であり水質などの環境分野の学識と経験が豊富な者のうち、馬山市・鎮海市および昌原市の長の推薦によって国土海洋部長官が委嘱した者各 1 人

第 4 条(委員の任期)委嘱委員の任期は 2 年とするものの、連任することができる。

第 5 条(委員長などの職務)①委員長は委員会を代表して、委員会の業務を統轄する。

②副委員長は委員長を補佐して、委員長がやむをえない事由によって職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。

③委員長は委員会の会議録を作成し保管しなければならない。

第 6 条(会議)①委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

②委員会の会議は、在籍構成員の過半数の出席によって開催され、出席構成員の過半数の賛成によって議決する。

ただし、委員長が必要だと認める場合には委員会の会議を書面にて議決することができる。

第 7 条(専門委員会)①委員会に上程する案件に関する専門的な検討または評価をおこなうために、委員会に専門委員会をおくことができる。

②専門委員は水質・干潟・生態・海洋環境および都市計画などに関する学識と経験が豊富な者のうち、委員長が委嘱する 7 人以内によって構成する。

③その他、専門委員会の構成に関して必要な事項については、委員長が定める。

第 8 条(幹事)委員会の事務を処理するために委員会に幹事 1 人をおくこととする。幹事は国土海洋部所属公務員のうち、委員長が指名する者からなる。

第 9 条(関係機関などへの協力要請)委員会は業務遂行のために必要な場合には、専門知識と経験のある関係専門家および公務員を参加させ意見を聴取し、また、関係機関・団体などに対して必要な資料または意見の提出など必要な協力を要請することができる。

第 10 条(手当等)委員会または専門委員会の会議に参加した民間委員および関係専門家などに対し、予算の範囲内において手当と旅費その他必要な経費を支給することができる。

第 11 条(運営細則)この訓令に規定した事項以外に委員会および専門委員会の運営に関して必要な事項については委員長が定める。

この場合、委員会の運営に関して必要な事項については、委員会の議決を経なければならない。

附則

この訓令は発令した日から施行する。

### 3-2-5. 「国際海岸クリーンアップ」事例 5 ～フィリピン「フィリピン～バタンガス州における ICC」～

#### (1) フィリピンにおける ICC の展開概況

1994 年、IMA フィリピン（フィリピンにおける海洋環境および海洋生態系の保護組織。米国政府機関の支援を得て、フィリピンの沿岸地域の漁民の環境教育のためのプログラムの一部として ICC に参加）がコーディネーターとなり、フィリピンが正式に ICC に参加した。フィリピンで最初に ICC に参加したのは、プエルト・プリンセサ市、パラワン州のコロン町、エルニド町、ネグロス州のバコロド市、レイテ州のタクロバン市、バタンガス州のアニラオ町、マビニ町といった地方自治体であった。政府機関では環境天然資源省、教育省、観光省が、民間のリゾートではパラワン州のエルニド・リゾート、バタンガス州のアニラオ、マビニのアクアベンチャー・リーフ・クラブが参加した。その後、更に多くの政府機関、地方自治体、民間団体が積極的に毎年 ICC に参加するようになった。

ICC 期間中のボランティアは、ほとんどが全国の生徒・学生で、フィリピン教育省と高等教育委員会が協力している。ICC の初期には、学生のほとんどがメトロ・マニラ、メトロ・セブ、メトロ・ダブといった大都市圏からの参加であった。現在では、環境と生物多様性の保護・保存活動に従事する非営利団体の ICC フィリピンと CI フィリピン（北部フィリピンの森林地帯を含む重要生態系地域全体の保全プログラムを推進する組織で、2005 年に ICC に参加）がコーディネーターとなっている。

フィリピンが 1994 年に正式に ICC に参加したのを受けて、フィリピン共和国大統領府は、記念日に、大統領官邸のマラカニアン宮殿のマハリカ・ホールに、民間と政府関係のすべての ICC オーガナイザーを招待した。ラモス大統領はすべての ICC オーガナイザーに対して、ICC への参加について支持と感謝の意を表明した。ラモス大統領は、9 月の 1 か月間を毎年のクリーンアップ月間とする大統領告示第 244 号に署名した。環境天然資源省はまた、ごみ問題に対処し、法律案を作成する固形廃棄物管理局を省内に設置した。

2001 年、固形廃棄物管理法として知られる共和国法第 9003 号が制定され、アロヨ大統領が署名して成立した。これにより、すべての地方自治体のリサイクル用の物資回収施設を設置することが義務付けられた。この法律はフィリピンの深刻化するごみ問題に対処するため制定されたものである。

2003 年、アロヨ大統領は、オーシャン・コンサーバンシーの国際的努力とフィリピンで ICC のコーディネーターを務める IMA フィリピンを支援するため、9 月第三土曜日を「ICC の日」に定める大統領告示第 470 号に署名した。こうした法的な枠組みによって ICC は毎年 9 月に開催される国の公式行事となった。

過去 5 年では、バタンガス州のバタンガス市と他の自治体（町）が、それぞれ市/自治体、州の категорияで、ICC で常に主導的役割を果たした。こうした大きな成果は民間団体と自治体や州・自治体の地方機関との提携による組織化された努力の賜物である。

#### (2) ICC への参加状況

この世界的な取り組みに対するフィリピンの対応は特筆に値する。アロヨ大統領は 2001 年 1 月 26 日、2000 年環境固形廃棄物管理法として知られる共和国法第 9003 号法案に署名して成立させた。アロヨ大統領は 2003 年 9 月 15 日、大統領告示第 470 号を發布し、9 月の第 3 土曜日を ICC の

日に定めた。

フィリピンではボランティアの数が 1988 年 296,437 人、1999 年 505,471 人、そして 2000 年には新記録となる 638,082 人と順調に増え続け、フィリピンが「世界のクリーンアップ運動の首都」として認知されるに至っている（表 3-2-5-1、図 3-2-5-1）。

表 3-2-5-1 ボランティア人数と回収量・清掃距離の経年変化

Year	No. of People	Est. Wt. of Trash (Kg)	Est. Distance (Km)
1994	3,080	8,459.00	73.00
1995	7,928	21,722.72	85.00
1996	52,152	508,025.00	500.00
1997	75,000	711,235.00	1,000.00
1998	296,437	1,210,496.74	3,366.25
1999	505,660	2,557,891.00	9,539.00
2000	638,082	2,836,591.00	13,398.00
2001	528,703	2,228,018.63	9,028.47
2002	89,123	492,631.36	2,143.67
2003	140,628	896,376.00	6,401.80
2004	34,583	1,017,148.33	210.14
2005	130,677	1,083,574.64	1,655.66
2006	25,594	134,872.72	391.00
2007	51,247	117,017.00	400.00
2008	46,390	352,857.00	578.00
2009	74,493	327,345.72	2,427.36
2010	318,513	184,199.77	164.46
<b>TOTAL</b>	<b>3,018,290</b>	<b>14,688,461.63</b>	<b>51,361.81</b>

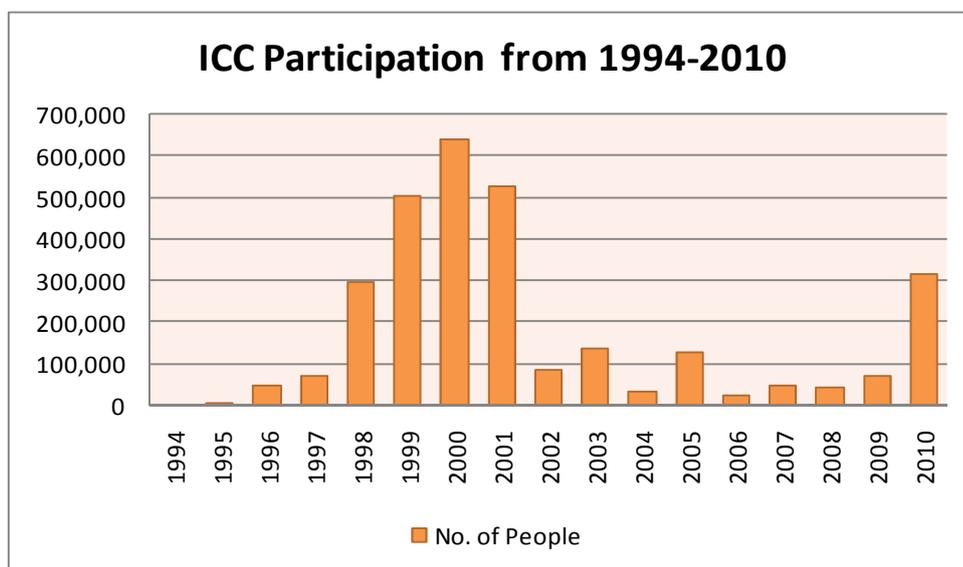


図 3-2-5-1 1994 年から 2010 年のボランティア人数

15年間の累計では3,018,290人のボランティアが参加しており、ボランティア、コーディネーター、政府と民間の機関パートナーのおかげで、ICCは大きな成功をおさめている。フィリピン政府は毎年、海のごみの問題解決に貢献する強い意志を示している。ICCは人々をクリーンな環境を目指す運動に引き込むきっかけとなっている。この1日だけの清掃作業は象徴的な意味合いが強いが、消費者行動を研究している汚染問題の専門家、経済人、政治家、政策立案者、NGOに貴重な情報を提供している。

### (3) フィリピンでのICCの実施方法

#### ①背景

フィリピンは7,107の島からなる島嶼国家で、海岸線が36,289キロメートル、陸地面積が300,000平方キロメートルある。2010年の人口は9,360万人となっている。伸び率が5.5%として、2050年の人口は1億4,200万人と予測される。フィリピンは81の州で構成され、それが市と自治体(町)に細分化され、自治体はバラングイ(村)で構成される。バラングイは最小の地方自治単位である。フィリピンは17の地域に分けられ、各州は行政上の利便性のために16の地域のどれかに属している。但し、首都地域は4つの特別区に分けられている。ほとんどの政府機関は各州のニーズに対応するため地方事務所を構えている。

#### ②中央政府のコーディネーション

ICCフィリピン・ナショナル・コーディネーターは、7月にオーシャン・コンサーバンシーからICCの資料を航空貨物で受け取り、インターネット上の全コンテンツをICCフィリピンのウェブサイトを通じて更新する。それからICCフィリピンは公務員委員会(CSC)に正式な招待状を送付し、CSCから全政府機関の事務所にICCのイベントに参加するよう指令書を送るよう要請する。また、パートナーの機関のコーディネーターやオフィスの長にも正式な招待状を送付する。

(ICCフィリピンのサイト <http://iccphilippines.multiply.com>;  
<https://sites.google.com/site/iccphilippines/>;  
<http://coastalcleanupphilippines.blogspot.com>)

ICCフィリピンはオリエンテーションのミーティング、ICCの日、ICC後のその他の活動スケジュールに関するお知らせを送付する。ICCの資料は、郵便、宅配便、インターネットで、あるいはオリエンテーションのミーティングの際に配布する。役所、企業のオフィス、学校、民間団体などでオリエンテーションの話し合いが持たれる。清掃する場所が決定され、グループが割り当てられる。ICCの日の前に、少なくとも2回の会議が開催されるようになっている。

フィリピンの公務員委員会(CSC)は、政府機関を監督する憲法で定められた機関で、公務員のモラル、効率、清廉性、反応性、進取性、礼儀の向上を使命としている。CSCは公務員法ならびに実施に当たって具体的な指令を出す他の関連法の条文に従い、規則、規制を執行する。毎年9月、CSCは中央政府並びに地方政府の全機関に、9月1か月間をクリーンアップ月間に指定した大統領告示第244号、2000年環境固形廃棄物管理法として知られる共和国法第9003号、9月の第3土曜日をICCの日と定めた大統領告示第470号に従い、機関と職員がICCに参加するよう指令を出す。

こうした法的措置が、関係する地方政府官庁（LGU）や中央政府の官庁が職員を ICC に参加するよう促す法的裏付けとなっている。

環境天然資源省（DENR）が、すべての地方のオフィスに、それぞれの責任分野において ICC 活動をコーディネートするよう指令を出す。これを受けて、地方のオフィスは、州および自治体の環境局（PENRO、CENTRO）に、官民それぞれの機関・企業に呼びかけるよう指示を出す。オリエンテーション、清掃箇所の割り当て、ICC 以後の活動を含め、すべての ICC の準備活動は、担当する DENR のオフィスが実施する。首都地域は、ケソン市、パシグ市、ナボタス市、ノバリチェス市、バレンズエラ市、モンテンルパ市、パサイ市、パラニャーケ市、タギグ市などで構成されるメトロ・マニラが対象で、DENR のメトロ・マニラ担当特別事務局がコーディネーターとなる。マニラ市が、フィリピン沿岸警備隊本部、フィリピン海軍、フィリピン陸軍、この地区の教育機関（単科大学、総合大学）などの国の機関のメイン・オフィスと共に、すべての ICC 活動をコーディネートする。

教育省（DepED）が初等・中等教育レベルを担当し、高等教育委員会（CHED）が単科大学と総合大学を担当する。DepED と CHED はそれぞれ国内の全教育機関に指示を発する。こうして DepED の地方オフィスと単科・総合大学の教職員が学生達に毎年 ICC の活動に参加するように促す。

観光省（DOT）は、フィリピン・スポーツ・スキューバ・ダイビング委員会（PCSSD）と地方局を通じて、観光業の分野（ダイビングツアー・オペレーター、ダイビング専門家、観光地の地域社会）からボランティアを動員する。DOT は、観光業界に対し、ICC の情報キャンペーン、資料の制作と配布を実施するのに必要な支援を提供する。ダイビング施設やダイビング・クラブによる海中の清掃は、ラジオ、テレビ、新聞のクリーンアップ・デイの報道に取り上げられる非常に重要な活動である。

政府の地域・州・自治体のオフィス、州・自治体・市のオフィスの職員のコーディネーションは、それぞれの清掃箇所のゾーン・キャプテンとサイト・キャプテンを任命するセクター・コーディネーターが担当する。ICC フィリピン・カントリー・コーディネーターが指定する特別地区の総合コーディネーターは、政府職員、通常は市や自治体の環境分野の職員と民間分野から選ばれる。州および地域オフィスのエリア・コーディネーターは、サマリーカードとデータカードをすべて収集して ICC フィリピンに提出し、データを記号化し、オーシャン・コンサーバンシーに提出する。

#### (4) ケース・スタディ - バタンガス州における ICC

バタンガスはフィリピンのファーストクラスの州で、ルソン島南西部に位置し、南タガログ地域の一部となっている（図 3-2-5-2）。マニラから数時間で、31 の自治体（町）と 3 つの市で構成されている。同州には 1,078 のバラングイ、もしくは村があり、総人口は 2,245,869 人である（2007 年）。人口増加率（1995 年から 2000 年まで）は 3.02%。就労率 87.73%（2003 年）。就労者を分野別にみると（全就労者に占める比率）は農業 28.71%、工業 23.24%、サービス 47.32%（2003 年）。



図 3-2-5-2 バタンガスの位置を示すフィリピン地図

バタンガス市は州都で、105 のバラングイがあり、人口は約 300,000 人である。ミンドロ・オリエンタル、ミンドロ・オクシデンタル、ロンブロン、シブヤン、タブラス、マリンドウケなどの隣接する島々へのフェリー便が発着する主要な港でもある。

バラヤン湾地区のアニラオ、マビニといった人気のダイビング・デスティネーションでは、1994 年から早くも海底の清掃作業が開始されたが、バタンガス州として正式に ICC に参加したのは 1998 年だった。最初はバタンガス市環境部（ENRO）、州政府環境部、沿岸の一部の村が ICC に参加した。1998 年から 2005 年まで、データカード、サマリーカードの回収率が低かったため、州全体の参加としては非常に少ない数字となっている。



図 3-2-5-3 (左) バタンガスの州政府の職員のための ICC オリエンテーション  
(右) セクターコーディネータにオリエンテーションを行う ICC コーディネーター

2006 年、ICC フィリピン・コーディネーターは、さまざまな LGU、DepED、単科大学・総合大学と説明会を実施した。その結果、7 年間で 11,422 人だったボランティアの人数が 14,231 人と飛躍的に増加した。それまでも様々な分野からのコーディネーターの努力のおかげで人数は順調に増えていて、バタンガス州は州の中でボランティア数がナンバーワン、バタンガス市は市の中でトップだった。

5 年間の ICC の成果が素晴らしかったのは、バタンガス市と州政府の環境天然資源局 (PG ENRO) のコーディネーターに指名された人たちが協力し、努力した賜物といえるかもしれない。民間分野のコーディネーターも、地方政府機関との協力の下に積極的に参加し、また、さまざまなメディア (ラジオ、新聞、看板広告) を活用したキャンペーンで知名度が高まり、ボランティアの参加が増加した。

2010 年、州政府は、州議会の環境委員会を通じて、同州における ICC 活動の先陣を切っている。環境委員会の現在の委員長は有名な映画スターで政治家でもあるクリストファー・デ・レオン州議会議員で、バタンガス市のクリーンアップを担当するセレブリティとして、非政府組織 (NGO) セクターから今年の「環境チャンピオン」に指名されている。

テレビ、映画、スポーツ界の有名人 15 名が今年の ICC の清掃活動に参加した。バタンガス市の民間企業分野が有名人の参加のスポンサーとなり、さまざまな清掃場所でボランティアとのクリーンアップ・イベントをそれぞれ開催した。



図 3-2-5-4 (左から) Phil. ICC Coordinator Gerry Reyes, Movie Actor Christopher de Leon, Popular Movie Actress Bea Alonzo and Batangas ICC Coordinator Noel Mendoza

バタンガス州の毎年の ICC 参加実績を次の図表に示す (表 3-2-5-2、図 3-2-5-5A、図 3-2-5-5B)。

表 3-2-5-2 バタンガス州の ICC 年次参加実績

<b>Table 2. Batangas ICC Annual Participation</b>			
<b>YEAR</b>	<b>PEOPLE</b>	<b>KILOGRAMS</b>	<b>KILOMETERS</b>
1998	965	7,934	35
1999	3,236	27,709	46
2001	748	3,525	665
2002	2,348	2,130	517
2003	1,459	1,724	5
2004	485	1,552	25
2005	2,181	613	7
2006	14,231	90,333	197
2007	28,985	28,883	42
2008	17,322	103,358	117
2009	28,503	114,459	224
2010	118,194	122,789	116
<b>TOTAL</b>	<b>218,657</b>	<b>505,009</b>	<b>1997</b>

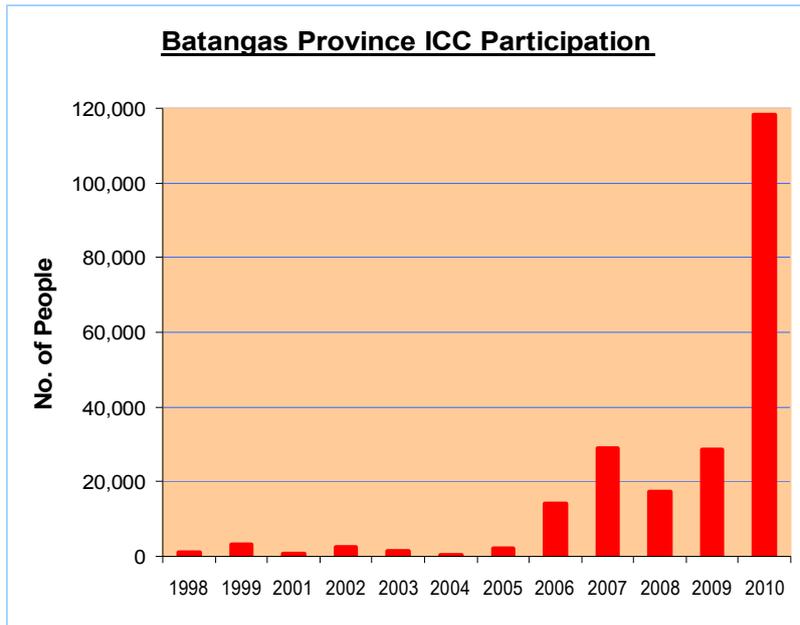


図 3-2-5-5A バタンガス州におけるボランティア人数 (1998-2010)

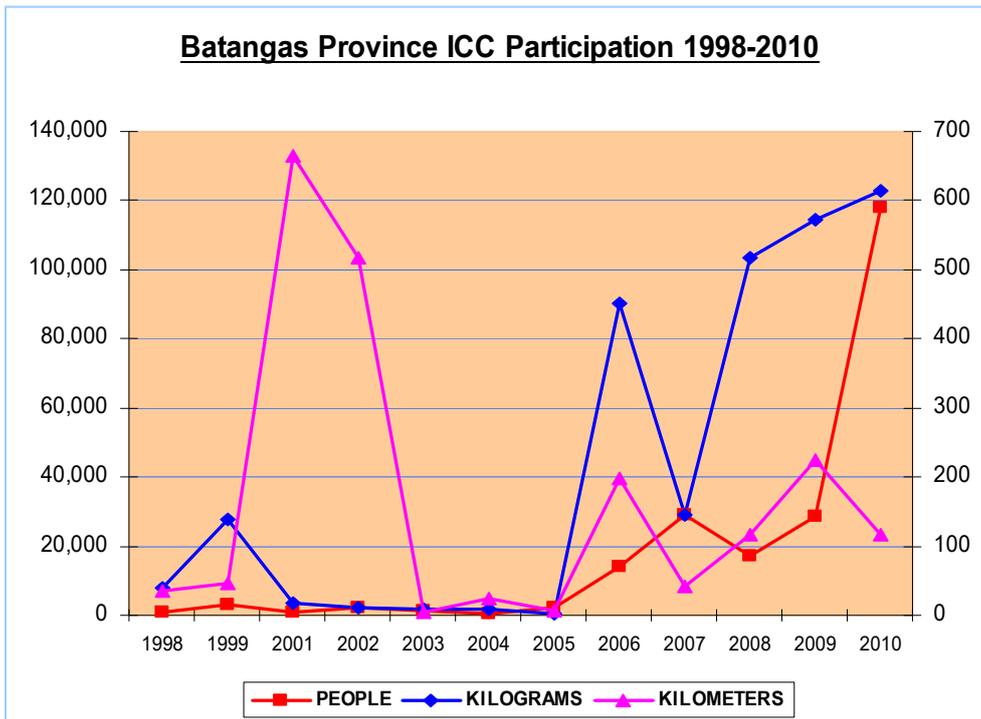


図 3-2-5-5B 1998-2010 年における人数・重量等

表 3-2-5-3 2006~2010 年（5 年間）におけるバタンガス州のごみ Top 10

## Marine Debris Data of Batangas Province

2006			2009		
Debris Item	Quantity	% of Total	Debris Item	Quantity	% of Total
food wrappers/containers	61147	22.17	food wrappers/containers	52997	17.32
bags (plastic)	46895	17.00	straws, stirrers	32541	10.64
plastic sheeting / tarps	19743	7.16	cigarettes / cigarette filters	22947	7.50
cloth/shoes/slippers	19628	7.11	cloth/shoes/slippers	20857	6.82
cigarettes / cigarette filters	18578	6.74	bags (plastic)	18405	6.02
straws, stirrers	15652	5.68	cups, plates, forks, knives, spoons	16329	5.34
cups, plates, forks, knives, spoons	11891	4.32	plastic sheeting / tarps	14741	4.82
beverage bottles (plastic)	9894	3.58	caps, lids	12104	3.96
caps, lids	7906	2.87	beverage bottles (glass)	11197	3.70
beverage bottles (glass)	7471	2.70	bottles (plastic) 2 liters or less	11184	3.66
	<b>218805</b>	<b>79.33</b>		<b>213302</b>	<b>69.76</b>

2007			2010		
Debris Item	Quantity	% of Total	Debris Item	Quantity	% of Total
food wrappers/containers	82566	23.97	bags (plastic)	84755	16.38
bags (plastic)	30001	8.71	food wrappers/containers	52781	10.20
plastic sheeting / tarps	25801	7.49	cigarettes / cigarette filters	45808	8.85
cigarettes / cigarette filters	23011	6.68	straws, stirrers	39221	7.58
straws, stirrers	20993	6.09	cloth/shoes/slippers	29989	5.80
cloth/shoes/slippers	14502	4.21	cups, plates, forks, knives, spoons	25075	4.85
cups, plates, forks, knives, spoons	13249	3.84	bags (paper)	24150	4.67
beverage bottles (plastic)	12101	3.51	diapers	19671	3.80
caps, lids	11081	3.21	caps, lids	17296	3.34
beverage bottles (glass)	9737	2.82	bottles (plastic) 2 liters or less	17057	3.30
	<b>243042</b>	<b>70.53</b>		<b>355803</b>	<b>68.77</b>

2008		
Debris Item	Quantity	% of Total
bags (plastic)	68491	20.15
food wrappers/containers	65387	19.24
straws, stirrers	28340	8.34
cigarettes / cigarette filters	24901	7.32
plastic sheeting / tarps	15960	4.7
cups, plates, forks, knives, spoons	15120	4.45
cloth/shoes/slippers	14434	4.25
beverage bottles (plastic)	12751	3.75
caps, lids	9701	2.86
beverage bottles (glass)	9456	2.78
	<b>264541</b>	<b>77.84</b>

バタンガス湾を総合的な海岸管理のパイロット・サイトに選び、バタンガスで ICC を実施した結果、州政府に環境天然資源局（PG ENRO）が編成され、ここがバタンガス湾の総合的な海岸管理を担当することとなった。州政府によってバタンガス海岸資源管理財団（BCRMF）も編成された。この財団は商工業界の代表で構成され、それぞれの職場で環境保護活動を実施し、バタンガス湾の汚染防止に役立てることとしている。

地方政府の熱意と政治的リーダーシップとサポートに加え、民間のさまざまな分野からの積極的な参加があり、大勢が動員されたことにより、海岸の環境保護プログラムが確立された。このようにして ICC は州内の海岸および内陸のコミュニティが参加する毎年恒例の行事となった。

## (5) ICC への参加組織について

DENR は 1994 年から ICC フィリピンへの組織的な参加者となっている。DENR は、ICC フィリピン・カントリー・コーディネーターと共に、ICC のすべての準備活動と事後活動のコーディネーションを実施している。ICC フィリピン・カントリー・コーディネーターは、DENR 特定問題局 (SCO) にメトロ・マニラに、沿岸海洋管理局 (CMMO) は DENR 地域に、ICC に関するあらゆる件について報告する。DENR は地方局に ICC のコーディネーションの指示を出す。

このようにして、DENR の関係部局はさまざまな政府関係の参加組織との説明会を監督し、実施する。説明会の席上、DENR は清掃場所を割り当て、ICC 関係の資料を配布し、ICC 関係のあらゆるデータカード、サマリーカードを回収する。他の参加組織については次の表を参照。

表 3-2-5-4 フィリピンの ICC 参加組織

<b>Institution / Organization (Government Sector)</b>	<b>Responsibility</b>
Department of Environment and Natural Resources (DENR)	Over-all coordinating agency; conducts orientation meeting; distributes ICC materials; collects & submits all summary / data cards
Department of Tourism (DOT) Phil Commission on Sports Scuba Diving (PCSSD)	Coordinates ICC activities with DOT agencies / regional offices and all establishments in tourism zones; responsible for underwater cleanups
Department of Education (DepED) Commission on Higher Education (CHED) Technical Skills Development Authority (TESDA)	Coordinates all ICC activities in primary and secondary schools; Coordinates with colleges and universities Coordinates with technical schools
Department of Interior and Local Government (DILG) Local Government Units (Province, City, Municipality, Barangay)	Coordinates local government units: provinces, cities, municipalities, barangays
Department of Transportation and Communication (DOTC) Philippine Coast Guard (PCG) Philippine Ports Authority (PPA) Maritime National Authority (MARINA)	Coordinates and mobilizes all government and private establishments in the major ports and the shipping industry; coordinates all ICC activities with maritime schools
<b>Private Sector</b>	<b>Responsibility</b>
Batangas Coastal Resources Management Foundation (BCRMF)	Overall ICC Coordinator for Batangas Province. Conducts orientation meetings; distributes ICC materials; collects & submits all summary / data cards.
First Generation Corporation / First Gas Power Corporation / First Philippine Conservation, Inc. / First Philippine Industrial Corporation  Chevron Philippines Inc. Batangas Terminal Coca Cola Bottlers Philippines (CCBP) Rotary International District No. 3820: Rotary Clubs of West Cubao, Batangas, Legaspi City,	

Lucena, Pagsanjan, Cebu, Calamba University of Batangas (UB), Batangas State University (BSU) OSG Ship Management Manila, Inc.	
---	--

## (6) まとめ

ICCはフィリピンの海岸漂着物に関する問題意識を高め、環境保護活動に大きな影響を及ぼしてきた。地方政府部局、中央政府機関、民間分野の間で全国的に積極的な協調体制が生まれ、固形廃棄物を削減し、意識向上運動を継続するさまざまな環境奉仕プログラムが生まれた。

ICCの結果（データカード）の提出は依然問題であるが、きれいな環境を求めるキャンペーンへの総合的な反応は常に強力である。フィリピン国民は、海洋のごみが水を汚染し、野生生物を傷つけ、殺害し、ごみ回収に地元コミュニティの費用負担が発生し、観光業に打撃を与え、不動産の価値を下げると考えている。

ICCは素晴らしい成果を上げているが、今後更に新たなボランティアを募り、清掃作業から年間を通して海の環境を守ることに活動を広げない限り、1日限りの清掃作業は大海の一滴のようなものである。ICCは、海を汚しているいまあるごみを回収するだけでなく、より重要なことだが、海洋に捨てられるごみの量を減らすために、大きな進歩をとげる機会を提供している。

## 第4章 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果の整理・分析

平成 21 年 7 月 15 日に公布・施行され、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした法律である海岸漂着物処理推進法の施行状況（本法第 14～16 条、第 22～23 条、第 25～27 条に関わる事項）について、環境省が全都道府県を対象に行った調査結果を一覧表にまとめ、地域的な傾向、取組推進に当たっての課題を分析した。

なお、調査結果は、平成 22 年 9 月時点のものである。

**第十四条** 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

**第十五条** 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。

**第十六条** 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。（ごみ等を捨てる行為の防止）

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（土地の適正な管理に関する助言及び指導等）

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。（海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進）

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第三十号）第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。（海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発）

**第二十七条** 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。（技術開発、調査研究等の推進等）

## 概 要

### **(1) 地域計画の策定・検討状況、完成予定時期について(第 14 条関係)**

- 平成 22 年 9 月の時点で地域計画を策定済みの自治体は 1 県のみであったが、策定中及び策定の予定がある自治体は 35 都道府県に上った。また、策定時期は、平成 22 年度中を予定している自治体が多かった。

### **(2) 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況(法第 15 条関係)**

- 組織済みの自治体は全体の約 30% (16 道県) で、組織予定ありの自治体を含めると、全体の約半分 (25 道府県) であった。
- 海岸漂着物対策推進協議会を組織済みの約 70%自治体では協議会を定期開催しており、年間開催回数は、1 回が最も多かった。

### **(3) 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況(法第 16 条第 1 項)**

- 委嘱済みの自治体は三重県のみであり、ほとんどの自治体では委嘱は行われていない。

### **(4) 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況(法第 16 条第 2 項)**

- いずれの自治体も未指定であった。

### **(5) 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況、検討状況(法第 22 条)**

- 全自治体の約半分 (23 道府県) が既に調査を実施しており、実施内容は漂着物の量・種類が最も多く、その他には写真撮影や市町村へのヒアリングなどがあった。

### **(6) ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第 23 条)**

- 普及啓発、監視活動による防止措置が多く両方で約 80%を占めていた。

### **(7) 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発(法第 26 条、第 27 条)**

- 実施自治体数と未実施自治体数が同程度であったが、東北地方及び中国地方の日本海側で実施している自治体が多い傾向にあった。

### **(8) 民間団体との連携、活動に対する支援の例など(法第 25 条第 1 項及び第 2 項)**

- 全自治体の約半数 (26 道府県) が既に連携・支援を実施しており、清掃ボランティア活動の連携・支援やボランティア保険の加入が多くなっていた。

### **(9) 各種取組推進に当たっての課題**

- 平成 24 年度以降の財政上の措置 (地域 GND 基金終了後) に関する課題が最も多く提議された。
- 国からの情報提供や関係者間の情報交換、近隣諸国からの漂着ごみにおける発生原因の解明・対策の要請なども挙げられた。